

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和3年3月3日

時 間：原子力特別委員会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後零時55分

### 出席議員（10名）

議長	高橋 実君	1番	堀本 典明君
2番	佐藤 敦宏君	3番	佐藤 啓憲君
4番	渡辺 正道君	5番	高野 匠美君
6番	遠藤 一善君	7番	安藤 正純君
8番	宇佐神 幸一君	9番	渡辺 三男君

### 欠席議員（なし）

### 説明のための出席者

町長	宮本 皓一君
副町長	高橋 保明君
副町長	滝沢 一美君
教育長	岩崎 秀一君
総務課長	林 紀夫君
企画課長	原 田 徳仁君
税務課長	志 賀 智秀君
福祉課長	杉 本 良君
生活環境課長	黒澤 真也君
産業振興課長	坂 本 隆広君
参事官兼都市整備課長	竹原 信也君
教育総務課長	飯塚 裕之君
参事官兼生涯学習課長	三瓶 清一君
主幹兼都市整備課長補佐	廣田 浩二君

総務課主幹兼 課長補佐	猪	狩	直	恵	君
税務課課長補佐 兼固定資産係長	篠	田	明	拡	君
福祉課課長補佐	松	本	真	樹	君
健康づくり課 課長補佐 兼国保年金係長	坂	本	功	一	君
生活環境課課長 補佐兼原子力 事故対策係長	大	館	衆	司	君
産業振興課 課長補佐	大	森	研	一	君
産業振興課課長 補佐兼農業 振興係長	畠	山	信	也	君
都市整備課課長 補佐兼管理係長	佐	藤	美津	浩	君
教育総務課 課長補佐 兼総務管理係長	新	田	善	之	君
生涯学習課 生涯学習係長	門	馬		健	君
福祉介護保険 課長	安	藤		崇	君
産業振興課 商工観光係長	若	松	津	美	君
産業振興課 商工観光係主査	山	口		学	君
産業振興課 農業振興係主事	深	谷	広	次	君
都市整備課 下水道係長	渡	邊	修	二	君

#### 職務のための出席者

議事会務事務局 長	小	林	元	一
議事会務事務局 長	猪	狩	英	伸
議事会務事務局 主任	杉	本	亜	季

#### 説明のため出席した者

【1. 除染・解体工事の状況及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物処分事業の状況について】

環境省福島地方 環境事務所次長	庄子真憲君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部環境 再生課課長	須賀義徳君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部環境再生 課専門官	新村靖君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部放射能汚 染廃棄物対策課 廃棄物処理施設 運用管理室室長	鳴田章君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部放射能汚 染廃棄物対策課 特定廃棄物埋立 処分施設管理 事務所所長	大友宏君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部仮置場 対策課課長	野川裕史君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部仮置場 対策課専門官	太田勲君
環境省福島地方 環境事務所中間 貯蔵部輸送課 課長	二井幸徳君
環境省福島地方 環境事務所中間 貯蔵部輸送課 専門官	矢吹清美君
環境省福島地方 環境事務所 県中・県南支所 富岡分室支所長	井原和彦君

環境省福島地方  
環境事務所  
県中・県南支所  
富岡分室首席  
除染・輸送官  
推進官

赤 羽 郁 男 君

## 付議事件

1. 除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況について（環境省）
2. 東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税等の減免に関する条例について（税務課）
3. とみおかアーカイブ・ミュージアム条例について（生涯学習課）
4. 富岡町共生型サポート拠点施設の設置等条例について（福祉課）
5. 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について（福祉課）
6. 学校給食調理場等整備事業について（教育総務課）
7. 農業用施設の整備について（産業振興課）
8. 創業・事業展開支援事業について（産業振興課）
9. 下水道事業に係る経営戦略の策定について（都市整備課）
10. 富岡町健康増進施設整備に係る検討状況について（健康づくり課）

開 会 (午後 零時 5 5 分)

○議長 (高橋 実君) ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員、欠席議員はなしであります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、環境省福島地方環境事務所、庄子次長をはじめ各担当の皆さん並びに富岡町長、両副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長 (宮本皓一君) 議員の皆様には引き続き全員協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日の全員協議会の案件は、環境省から除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についての説明を受けるとともに、町からは3月定例会への提出を予定しております条例の新規制定案件の説明といたしまして、東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税等の減免に関する条例について、とみおかアーカイブ・ミュージアム条例について、富岡町共生型サポート拠点施設の設置等条例についての3件、介護保険事業計画の見直しに伴う介護保険料の改定に関する説明といたしまして、富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての1件、施設整備に関する説明といたしまして、学校給食調理場等整備事業について、農業用施設の整備についての2件、町内における新規事業者への支援に関する説明といたしまして、創業・事業展開支援事業についての1件、下水道事業の中長期的な経営の基本計画に関する説明といたしまして、下水道事業に係る経営戦略の策定についての1件、富岡町健康増進センター再構築に関する説明といたしまして、富岡町健康増進施設整備に係る検討状況についての1件であります。それぞれの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長 (高橋 実君) ありがとうございました。

次に、環境省を代表して庄子福島地方環境事務所次長よりご挨拶をいただきたいと思います。

庄子次長、お願ひします。

○環境省福島地方環境事務所次長 (庄子真憲君) 福島地方環境事務所次長の庄子でございます。

富岡町議会議員の皆様におかれましては、日頃より環境省の環境再生事業にご理解、ご協力いただきまして、この場をお借りいたしまして、感謝申し上げます。

本日は、除染解体工事の進捗状況、中間貯蔵施設への輸送の進捗状況、仮置場の現状回復等の状況、特定廃棄物埋立処分事業の進捗状況などについてご報告させていただきます。令和5年春の避難指示解除に向けて、また安全第一を最優先に取り組んでいるところでございまして、個別の内容につきましては、この後担当の課室長からご説明申し上げることといたします。

1つ私からご報告申し上げますが、先月13日に福島県沖で発生した地震による影響でございますが、

富岡町内における除染、輸送、仮置場、特定廃棄物埋立処分場の現場における特段の被害はないということを確認しておりますことを申し上げたいと思います。

来週には、東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故から10年を迎えます。私ども福島地方環境事務所といたしましても、地域の皆様が一日も早く元の暮らし、なりわいを取り戻せるよう、引き続き環境再生事業を進めてまいりたいと存じます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございます。

それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についての説明をお願いします。

須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 福島地方環境事務所の環境再生課長の須賀でございます。着座にて資料を説明させていただきます。

資料1ページから順に説明させていただきます。除染状況についてでございます。避難指示解除済区域につきましては、町による線量率測定結果等を踏まえまして、個別にホットスポットの解消等に向けて取り組んでいるところでございます。

それから、特定復興再生拠点区域の除染工事の進捗状況でございますけれども、宅地に関しましては53%、宅地は除染に先行して解体実施中ですので、後ほど説明させていただきます。農地81%、森林は82%、道路は92%、全体で71%の進捗率となっております。この残りは、未同意画地、それから解体検討中の建物がある画地などでございまして、引き続き残りの除染を進めてまいりたいと考えております。

2ページでございます。参考で、地区別の同意取得率を示させていただいております。各地区の数字は表のとおりでございますけれども、全体で94.2%の同意取得率となっております。前回の協議会でも質問がございましたけれども、未同意の主な理由としまして、東電の賠償が未了で、建物を残し、除染を待つてほしいというところ、それから避難指示解除直前の除染を希望されている、それから解体を検討中、こういった理由が挙げられております。いずれにしましても、町と協力しましてさらに同意取得率を高めてまいりたいと考えております。

ページをおめくりいただきまして、3ページ、解体の状況についてでございます。避難指示解除済区域につきましては、解体申請数が全体で2,885件ございまして、これらは今年度中に全て解体完了の予定でございます。大型特殊建物6件につきましても、全て解体を完了しております。

続きまして、4ページ、特定復興再生拠点区域の解体状況についてでございます。夜の森先行地区は、申請が252件現在あります。完了しているものが223件、A地区につきましては申請数が398件で、完了が324件、B、C地区につきましては申請数が125件、解体完了が90件となっておりまして、合計で申請数が775件、解体完了が637件となっております。未完了の138件につきましては、そのう

ち着手可能な29件は3月末までに解体を完了する見込みでございます。申請書類がそろっているそのほかの約50件につきましても、その後速やかに着手をしてまいりたいと考えております。いずれにしましても、こちらも切れ目ないように工事を進めていきたいと考えております。大型公共施設について、下に状況を説明させていただいております。リフレ富岡につきましては、上屋解体が完了しており、現在基礎を撤去中でございます。6月までに埋め戻し、整地まで完了する予定でございます。旧消防署は、埋め戻し、それから整地までを完了しております。新夜ノ森団地につきましては、1、2、5、6号棟が基礎撤去完了しており、3号棟につきまして今基礎を撤去中でございます。こちらは3月末頃に完了予定となっております。夜の森保育所は、現在基礎撤去中で、こちらも3月末頃に解体完了という予定になっております。

ページめくっていただきまして、5ページ、除染、解体のスケジュールでございます。現在、令和2年度の末に近くなっていますけれども、先行エリアA地区、B、C地区と除染を進めてまいりました。来年度につきましては、拠点内の未除染箇所、それから可能であれば面外縁、線外縁についても着手をしてまいりたいと考えております。ただ、引き続き特定復興再生拠点内の除染、これを最優先で工事を進めてまいりたいと考えております。それから、事後モニタリングにつきましては、今年度は先行エリアを実施しております。来年度からは全域を事後モニタリング実施予定となっておりまして、ホットスポット等がございました場合には除染方法を検討の上、フォローアップ除染としてまいりたいと思います。それから、解体につきましては引き続き申請を受け次第、順次着手してまいりたいと考えております。

続きまして、6ページにつきましては、参考としまして拠点区域の中の地区の位置ですとか外縁の位置を示しているものでございまして、特段大きな変更はございません。

以上になります。

○議長（高橋 実君） 続いて、輸送課、二井課長。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（二井幸徳君） 中間貯蔵施設への輸送状況についてご説明いたします。着座にてご説明します。

ページは7ページでございます。令和2年、本年度の輸送につきましては、安全第一を旨とし、令和3年度までに県内に既に仮置きされている除去土壌等についてのおおむね搬入完了を目指すということでございます。

本年度の輸送の状況でございます。令和2年度の全体の県内の輸送につきましては、2月末現在において379万8,000ということでございます。3月も引き続き輸送を続けていくということをしております。

富岡町の輸送の状況でございます。本年度の計画40万6,000につきましては、令和2年度分につきましては終了したということでございます。全体で41万4,864m<sup>3</sup>でございます。

続きまして、次のページが各月の輸送の状況でございます。昨年と比べまして、施設の整備が進ん

したことによって年度当初からの安定した輸送ができたということで、早く今年度分が輸送できたと見ているところでございます。

続きまして、各仮置場ごとの輸送の状況でございます。左側には、各仮置場について輸送の実績状況を示しております。できるだけ国道6号に近い部分からなくしていくということで取り組んできたところでございます。

右の表については、場内混雑しますので、一方通行で輸送するということと、誘導員を配置して安全に輸送したところでございます。

続きまして、富岡町の近隣の輸送のルートでございます。これまで県道36号、県道35号、それから国道6号について、また常磐富岡インターを利用させていただいたところでございますけれども、ちょっとと薄くなっていますが、これにつきましては今年度で輸送ルートとしては終了するということになります。ブルーのところは、来年度も引き続きということでございます。

続きまして、来年度の輸送の実施計画ということでございます。令和3年度の富岡町の輸送予定数量につきましては、37万5,000ということでございます。搬出する仮置場につきましては、ここにございますように7仮置場から搬出するということでございます。各仮置場からの輸送については、現在現地調査等を行い、JVとの調整を行っているところでございますので、また後日整理をしたいと思っております。

続きまして、12ページでございます。来年度の輸送のルートでございます。従来、左上のナンバー13番ゲートから使うところが、今年度は使用しておりましたけれども、こちらの仮置きされたものがなくなったということで、来年度からは一番下にございます満開橋からの空車で入り、一方通行で入っていくということでございます。主に深谷国有林灰保管、深谷国有林仮置場、深谷4仮置場、深谷1仮置場につきましては、この満開橋ルートで入っていき、そのほかの分についてはナンバー13番ゲートから入って、ナンバー17番にそれぞれ出していくということで、混雑しないように、安全を第一として輸送を開始するということにしております。右については、ちょうど交差点の部分の状況を写真として参考に置いております。

続きまして、13ページでございます。これが先ほど言いましたように来年度の輸送のルートということでございます。輸送は、17番ゲートで大熊町に入り、空車としては国道6号にて、一方通行で回るというふうな予定にしているところでございます。

最後に、これ来年度の輸送の実施方針ということでございます。安全を第一に、これは基本でございますけれども、実施するということでございます。

それから、来年度末、令和3年度には仮置きされているものについては搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点におきましてもいよいよ本格的な輸送を開始するということでございます。いずれにしましても、輸送に当たっては安全第一、それから円滑な輸送を時間帯と、あるいは近隣の市町村への配慮をしながら安全に輸送していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 続いて、仮置場対策課、野川課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野川裕史） 仮置場対策課、野川です。今回、初めて全員協議会で仮置場のことについて説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひします。座って説明させていただきたいと思います。

資料は15ページになります。仮置場につきましては、撤去してその物がなくなったところから、用途がなくなったところから仮置場の撤去、原状回復、それから返地と進めております。

復興再生拠点を含む松ノ前仮置場の西地区というところにつきましては、原状回復及び返地の進め方について、今後富岡町と協議をしていきます。協議結果については、全員協議会で共有させていただきたいと考えております。

それから、来年度、令和3年度の仮置場対策課としての施工ですけれども、右側の図を御覧ください。対象としているのは、青い松ノ前仮置場西地区、それからピンク色の松ノ前仮置場東地区、それから深谷2仮置場というのを対象としております。簡単に補足しますと、赤い点線がちょうど拠点区域と内外を分けているところになります。

それから、この3つの仮置場についてですけれども、来年度は現状回復の前段階の撤去工、それから資材置場としての工事を行う予定としておりまして、こちらの仮置場にあります遮蔽土の破袋、それから資材、シート類の撤去、処分、それから遮蔽土等の搬入、ふるい分け、保管というのを考えております。遮蔽土の搬入、ふるい分け、保管につきましては、現在、松ノ前東地区、こちらを公共事業とのマッチングのため、遮蔽土をほかのところに使ってもらうためのマッチングをするのですけれども、その際の資材置場として考えておりまして、他の市町村からの資材も受け入れをしていく予定で、その置場として考えているところです。

ちなみに、松ノ前東地区ですけれども、こちらピンク色のところの左上のところ、灰色のところが、箇所があると思うのですけれども、こちらは今除去土壌が保管してあります、こちらは令和3年度の前半に輸送を行うと聞いております。そちらが輸送が終了しましたら、一体的に対処するかどうか、その可否について検討しながら調整していきたいなと考えております。

それから、松ノ前仮置場の西地区、青い地区につきましては、特定復興拠点があるところなのですけれども、赤い点線の上側、一部拠点から外れている部分もあります。こちらも含めて撤去工を実施していく予定としております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 続いて、廃棄物処理施設運用管理室、嶋田室長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課廃棄物処理施設運用管理室室長（嶋田 章君） 福島地方環境事務所の嶋田と申します。日頃より特定廃棄物の埋立処分事業につきまして、ご理解、ご協力を賜りまして、改めて御礼を申し上げます。着座にてご説明申し上

げます。

冒頭、庄子次長よりご説明申し上げましたように、2月13日の福島県沖での地震による特定廃棄物埋立処分事業への影響というのは特段生じておりません。引き続き安全第一で埋立事業を進めている状況でございます。

それでは、資料の説明に入ります。16ページでございます。輸送、埋立の実績についてです。2月末時点で、累計で16万7,500袋の廃棄物を搬入しております。今年度の搬入実績で申し上げますと、上半期で約2万5,000、10月から12月で1万5,000、1月で約4,000、2月で4,500と、足し上げますと大体4万9,000袋程度ということになっております。今年度3月まで輸送続きますけれども、1年前の全員協議会において、今年度の搬入予定約5万袋とご説明申し上げておりましたけれども、おおむね予定どおりの搬入数量が達成できそうな今予定になっております。

続いて、埋立処分施設全体の推移ということで、右側の写真が令和3年2月初旬の上空写真でございます。引き続き埋立て継続しておりますけれども、前回の全員協議会からの変化といたしましては、下流側、この写真で言う右側になるのですけれども、茶色い帯が一部濃くなっているところがございます。こちらが下流側4段目の堰堤の面になります。こちらは、昨年12月に緑化の施工を実施いたしました。まだこの2月初旬の段階では緑化の施工した直後でございまして、まだ緑色といいますか、植物が生えた状態になっておりませんけれども、緑化の施工というのを12月に実施をしておりまして、今生育状況というのを見守っているという状態でございます。

続きまして、17ページ、環境モニタリングの結果についてでございます。まず、敷地境界における空間線量率に関しまして、搬入開始直後からの全体の推移ということで見ますと、低減傾向ということで続いておりますけれども、引き続きモニタリング丁寧に実施しながら、状況推移を見守ってまいりたいと思っております。河川水中の放射能濃度に関しましても、検出下限値未満ということが続いております。

続いて、18ページでございます。令和3年度の特定廃棄物の輸送の予定でございます。令和2年度と同様に、全体で5万袋程度の輸送を行う予定でございます。また、輸送車両が集中します国道6号における輸送台数は、日65台程度という最大台数を見込んでおります。富岡町の中からの搬出に関しましては、令和3年度から4年度にかけまして輸送完了するべく準備を進めしております。深谷国有林内の施設から埋立処分施設への輸送というのを予定してございます。また、双葉郡8町村の生活ごみの搬入というのも実施をしてございます。来年度に関しましては、年間で1,000袋程度の輸送を予定しております。双葉郡の8町村の生活ごみに関して、これまでですと楳葉町にございます南部衛生センターからの搬入というのが中心になってございますが、組合様の施設が北部衛生センターに廃棄物の焼却ですとかが移っていくということでございますので、来年度に関しましては北部衛生センターからの生活ごみの搬入と徐々に切り替わっていくというような形になります。

最後に、リップルンふくしまトピックスでございます。特定廃棄物埋立情報館リップルンふくしまです

けれども、累計1月末現在になりますが、約4万5,000名のお客様にいらしていただいております。新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら、引き続き地域の皆様に根差した活動を行ってまいります。年末年始の期間中は、冬の工作、科学イベントというのを開催いたしました。また、一般社団法人ふたすけ様のご協力をいただきまして、オーガニックコットンの栽培を進めておりましたが、今般収穫いたしましたオーガニックコットンを加工イベントで活用させていただいたりというようなことも実施しております。なかなかこういった状況でございますので、遠方から多くのお客様にいらしていただくというのは当然難しい状況ではございますが、イベント等々のチラシの設置など、地域の皆様にご協力をいただいております。引き続き地域に根差した活動というのを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行いますが、環境再生課、1ページから6ページまで質問ある方。

8番、宇佐神議員。

○8番（宇佐神幸一君） 1点ほどします。

内容的には1ページの除染と4ページの解体が一緒に必要になってしまうと思うのですが、実は今、特定復興再生拠点区域の解体並びに除染をやっている状況下において、除染だけをしたいという地権者の方の声があまり報われていないのかな。それはなぜかというと、解体は進んでいると思うのですが、除染という形のものがあまり進んでいないように見えるのですが、その状況的にどうなのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） ご質問いただきました除染だけを進めたいという方につきましては、同意が取れて、地権者の方が除染をそのまま、建物をそのまままでしていくと、除染に入つていいとおっしゃっていただければ、こちらすぐに除染をいたしますので、特にその除染だけ、解体だけを優先して除染だけの方を遅らせるということはしていないと認識をしております。もし個別にそういうケースがありましたら、お伝えいただければ、事前入るように準備を進めてまいりたいと思いますので、お知らせいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神君。

○8番（宇佐神幸一君） 今回の回答は、本当に本筋だと思うのですが、中には町民の方によっては、何か業者の都合でそのような方法になっているのかなって誤解点があるので、その点に対してやっぱり町民にもちゃんとした形を知らせるべきだと思うのですが、その点、個別にといいますけれども、一般なこの地域の地権者に対して全般的に教える必要があるのではないかでしょうか。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 町民の方に除染や解体方法についてお知らせする必要があるかどうか、町ともどういうやり方があるか相談をさせていただきまして、必要があればそう対応したいと考えております。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

3番、佐藤君。

○3番（佐藤啓憲君） 避難指示解除区域のフォローアップ除染のことで、個別のホットスポット解消に向けて取り組んでいるということですけれども、これ町の線量測定の報告でやられているということなのですが、面積的にどのくらいの面積があるのかとか、あとは森林の場所なのか、また側溝とか、そういうところ、どのような場所なのか。あとは除染に当たっての汚染のレベルをどれまで下げるという基準は、通常の基準があるのかどうか。その3点ほどお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） ただいまご指摘いただきました点、解除済み区域のフォローアップ除染につきましてでございます。手元に面積についての情報がないので、この場でお伝えできないのですけれども、例えば2月には99か所の情報をいただきまして、これを順次対応を進めているところでございます。

それから、どういった箇所かというのは様々でございまして、今お話あったように例えば道路の側溝みたいなところですとか、歩道みたいなところですとか、のり面みたいなところですとか、様々な状況でございます。

それから、基準につきましては、長期目標としまして年間追加被曝1ミリシーベルトというのがございますので、そのようなレベルまで達したということであれば、なかなかその追加除染ということはしない、考えられないのですけれども、それより空間線量率高くて、追加被曝がありそう、高そうだということになれば、1メートルの高さ、通常空間線量率測っておりますけれども、その空間線量率と、あとはまさにホットスポットとして考えられそうな部分の表面そのもの、1センチとかその表面の空間線量率測りまして、1メートルでもそれなりにあって、そのものを取り除けば線量が落ちるというところにつきまして、実際に例えば堆積物の除去とか除染をさせていただいているところでございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。大体そのやり方は、今説明あったようにやられているということで、その場所は99か所ということなのですけれども、要望としまして、ホットスポットの近くに住んでいる方がいらっしゃるところをなるべく早く除染してあげて、その優先順位を高くしてもらえればありがたいかなと思います。要望としてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 解体の進め方というよりは、この間の地震で、随分何か月も前から解体予定とかという建物に紙は貼ってあるのですけれども、いろんな理由があって解体できなかつたのでしょうかけれども、そういうところの外壁とかがもう劣化してきているので、地震で落ちて、道路に落ちて、その後すぐ片づけてはありましたけれども、そういう、あれはちょうど夜だったのでいいのですけれども、夜は立入りできないから。そういうような、あれ昼間だったら、もしそこに人がいたら危なかったなと思うのですけれども、そういう危険性のあるものを優先的に解体するとかということはしていないのかということ1点、すみません。

それと、未同意の除染の特定復興の中の避難指示解除直前の除染を希望という方が多分いらっしゃるのだと思うのですけれども、実際に避難指示解除の前に準備宿泊の予定があるではないですか。そのときに、この方はそのところがきちんと区別になっていて、準備宿泊直前なのか、避難指示解除直前なのか、そういう説明はされているのですか。実際に準備宿泊始まってからも解体は続くのだとは思うのですけれども、なるべく少ないほうがいいので、その2点お願ひします。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 今ご指摘ありました1点目の危険性があるような解体現場をすぐに工事したほうがいいという点につきまして、基本的に現在解体の準備、申請がそろいまして、立会いも完了して着手可能となったものについて、置いておくことなく順次解体に入っていると認識しておりますけれども、改めて今回ご指摘いただいたということで、この前の地震もありますので、そういった着手を早くしたほうが、優先順位を高くしたほうがいいというところがないか改めて確認しまして、必要がありましたらそこを最優先で工事と対応したいと思います。

それから、2点目の未同意の避難指示解除ではなくて準備宿泊についての話をしているか、そういったお話をどうかということでございますけれども、今ちょっとそこで詳細なやり取りの把握はしておりませんけれども、今回準備宿泊が秋に、来年予定されるということで、また未同意の方とそういった話をする機会がございましたら、準備宿泊もございますので、同意についてお考えいただけないかと、できるだけの同意が取れるように努力していきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 1点目の外壁が落ちて、道路にばさっと落ちたという報告は受けていないのでしょうかということ。

それから、除染の同意のところは、ぜひとも何か月も空いてしまうとみんな忘れてしまうし、なか

なか準備宿泊もいついつつて決まっているわけではないので、この頃ということなので、なかなか住民も把握できない部分もあるのかもしれない、ぜひともそういうところも含めながら、早くにやはり解体と除染が進むような形を取っていただきたいと思うのですけれども。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 1点目の外壁が崩れたところについて報告を受けていないかという点でございます。大きな意味で、その工事に大きな支障があるような事象はないと聞いておりますけれども、個別にはいろいろとその現場の変化というのはあると聞いておりまして、議員ご指摘の場所がまさに我々把握しているところかどうかというのはちょっと突き合わせて分からぬのですけれども、個別には現場で幾つかのそういった状況の変化あると聞いております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ちなみに、富岡分室、井原支所長、何か聞いていますか。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長（井原和彦君） 富岡分室支所長の井原でございます。

今回の地震における家屋における損傷ということで私どもが押さえているものは、一部壁が落ちているという事象は認識しております。ただ、今回私ども確認したこの壁が落ちているという事象につきましては、工事の対象外ということで捉えておりまして、それにつきましては町にもご報告申し上げましておる状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 私、最初に解体予定というシールが貼ってあるところでとお話ししたと思うのですけれども、把握していないのだったらはつきりの話になります。本当に把握していない。人が近くにふだんいるところの近くです。

○議長（高橋 実君） 井原支所長。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長（井原和彦君） 議員のご質問、私ちょっと認識を間違えておりました。この件につきましては、私、現在ちょっとそこまで詳しいことを把握しておりませんので、持ち帰って調べさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 富岡分室主席除染担当の赤羽さん、聞いていましたらば。

赤羽さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室首席除染・輸送推進官（赤羽郁男君） すみません、具体的に解体予定の箇所に関して、外壁とか倒壊に関してはちょっと私も把握していませんので、遠藤議員、後でちょっとその場所をご存じだったら教えていただければと思いますので、大変申

し訳ありません。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 今の発言を聞いて、とても納得し得ないですけれども、まして富岡支所長とかやっていらっしゃる方は、どうして富岡を回ろうとしないのでしょうか。皆様のお答えは、いつも伺っています、聞いておりますばっかり。目で確認をなさっていませんよね、こうやって会議に出てくるのに。そういうところが環境省がどうも何か人ごとのように、私たちは財産、大事なものをなくしているのです。そういう思いしたら、富岡の町どうなっているかって、今までの環境省の方は見てきたのでしょうか。その辺はどのように感じておりますか、庄子さん。

○議長（高橋 実君） 庄子次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） 今のご指摘は大変重いお叱りだと受け止めてございます。先日の地震で解体予定の建物の外壁が崩れたといった事態があったというふうなご指摘でございますが、まさに不幸中の幸いといいますか、けが人の方がいらっしゃらなかつたことがせめての救いでございまして、もし何らかけがをされた方が発生しましたら、本当に取り返しのつかないことでございますので、我々といたしましても改めてどういった対応ができるかということを検討したいと思いますし、あと富岡分室の職員も日頃地域の皆さんに状況をいろいろお聞きしながら、あるいは足で現場を見させていただきながら環境再生事業を進めてございますが、まだまだその対応が足りないといったことだと思いますので、私からも分室の職員にしっかり指導してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） そういうのではなくて、ここに来ている人たちが率先してきちんと私は富岡のまちを行ったときあるのでしょうか。その辺もちょっと不審に思いますけれども、けがをする、しないとかではなくて、どういうところでどういう仕事をしているか。していただいている人たちの仕事の内容も分からず、報告だけで、質問すれば、聞いております、分かりません、後日報告します。やることやっていただきたいのです、きちんと。今までの除染だって、そんなに私たちは納得していません。私は納得していないところが多いです。でも、ここからがやはり富岡がきちんと復興するにはあなたたちの仕事にかかっているのです。その辺をちゃんと肝に銘じて、きちんとやるべきことをやってください。体制をもう一度きちんと考えてください。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 庄子次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） 改めまして私どもが富岡町における環境再生事業を進めていく上で、しっかり地元の状況を把握して取り組むべきだといったご指摘いただきましたので、改めて体制を考えさせていただきまして、しっかり事業を進めていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、輸送課の分、7ページから14ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、仮置場対策課の分、15ページ、1ページですけれども、ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、廃棄物処理施設運用管理室分ありますか。16から18ページまで。7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 本日の説明とぴったし合った話題ではないのですけれども、解体して除染して、宅地なんかに今度草が生えてきますよね。

○議長（高橋 実君） 7番さん、ちょっと待って。

産業廃棄物処理施設の分でありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、総括でいいです。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 失礼しました。18ページに、これ生活ごみというのあったから、そこでの質問に絡めたつもりだったのですけれども……

○議長（高橋 実君） すみません。

○7番（安藤正純君） 再度やりますので。解体、除染の後に草が生えてきて、帰還困難区域の場合には環境省がその草を一般廃棄物として運んでくれるということなのですけれども、解除になったところは市町村圏組合が集めてくれますけれども、私ら分からるのは帰還困難区域で出た生活ごみというか、除草だね。草。その草も半端な量でないのです。ナイロンの袋に入れて出すレベルの量でないものだから、本来あれば軽トラとか何かで南部衛生センターとかって運べばいいのだけれども、そんなみんながみんな軽トラ持っているわけでもないし、それと南部衛生センターも今度工事に入るの、北部まで持っていくのも大変だし、環境省はそういった草を集めてほしいのです。フレコンバッグに入れればいいとか、ここに集めてくれればいいとか。フレコンバッグ入れなくても、ここに山積みしておけば持っていってくれるとか、そういう考えがありますか。

○議長（高橋 実君） 嶋田室長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課廃棄物処理施設運用管理室室長（嶋田 章君） ご質問の件、埋立処分事業と直接関連はないところではございますけれども、一応お答えをさせていただきます。

帰還困難区域から、例えば刈草のことだと思いますけれども、一般廃棄物ということになりますと、

当然双葉広域市町村圏組合の収集の事業の範囲ということになってくることではあるのですが、ただ帰還困難区域の刈草に関して、直接今ちょっと組合がそのまま受け入れてということに必ずしもなっていないと認識しております。そういったところに関して、どのように対処を、組合とともにちょっとどのように対処するかというのは今検討しておるところではございますので、問題としては認識をさせていただいているとお答え申し上げます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 認識しているということであれば、それはそれでいいのですけれども、帰還困難区域と解除になったところでやはり担当が変わってくるものだから、町村圏組合と環境省と。あと、どこに置けばいいか、どういう形で置けばいいか、それも含めて町の生活環境課が音頭取ってもらいうながら、国と町村圏組合でこのシェア、シェア割というのかな、そういうのをきっちりやってください。お願いします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 帰還困難区域の基本的に発生したものというのは、環境省が処理することになっております。解除済み区域については、一般廃棄物として市町村圏組合で処分することになっておりますので、その辺りの処分の仕方等について広報等を通じて分かりやすく町民の皆さんにお知らせするような方法を今後取っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 嶋田室長、何かあります。

嶋田室長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課廃棄物処理施設運用管理室室長（嶋田 章君） 今ご指摘いただきましたし、また生活環境課長からもお答えいただきましたけれども、うまく連携して、よりスムーズに廃棄物が処理できるということであれば、我々としても連携して対応してまいりたいと思っておりますので、引き続き関係機関の皆様ともよく協議して対応してまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） くれぐれも町民の方にどこどこまで運びなさいとか、そういったことのないように、量が量だから、さっきも繰り返しますけれども、軽トラとか何かトラックでないと運べない量だから、そこに置いておけば何とかこっちで処分しますと、そういうレベルで物事を考えてください。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしということで、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分

事業の状況についてを終わります。

ここで環境省職員の皆さんは、ご退席願います。ありがとうございました。

次、税務課。

暫時休議します。

休 議 (午後 1時42分)

---

再 開 (午後 1時43分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件2、東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税等の減免に関する条例についての説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） それでは、付議事件2、東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税等の減免に関する条例についてご説明いたします。説明は着座にて説明させていただきます。

本条例案については、去る3月1日に開催されました国保運営協議会に諮問し、原案どおり承認との答申をいただきましたので、本日の全員協議会において内容を説明させていただき、3月定例会に上程する予定となっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本条例案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者に係る町税等を減免することにより、避難生活での負担を軽減し、生活再建に寄与することを目的として、震災以降、国からの通達に基づき毎年度減免条例を制定しているものであります。令和3年度においても、今年度とほぼ同じ内容で減免を実施するため、本条例を制定するものであります。

詳細につきましては、資料に基づき篠田課長補佐よりご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○税務課課長補佐兼固定資産係長（篠田明拵君） では、富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税等の減免に関する条例（案）の概要についてご説明いたします。

令和3年度減免条例の主な概要としまして、①の固定資産税につきましては、震災発生後使用不能となっている帰還困難区域内の償却資産につきまして、当条例に基づき申請により減免するものとしております。

次に、②は軽自動車税になります。帰還困難区域内で使用不能等の状況にある軽自動車や2輪などの小型自動車につきまして、当条例に基づき申請により減免するものとしております。

③、国民健康保険税につきましては、令和2年度と同様の内容となりまして、（ア）、避難指示区域内の世帯は、所得に制限なく全額減免。（イ）、避難指示が解除された区域の世帯は、所得が600万円を超える上位所得層世帯を除いて全額減免とするものとし、（ウ）について、上位所得層については

通常課税となります。

次に④、介護保険料につきましては、こちらも令和2年度と同様の内容となりまして、(ア)、避難指示区域内の方は、所得に制限なく全額免除。(イ)、避難指示解除区域の方は、上位所得者、633万円を超える上位所得層世帯を除いて全額減免するものとし、上位所得層については通常課税となります。

⑤、当条例案の施行日は令和3年4月1日を予定しております。

最後に、減免が終了するものとしまして、令和2年度条例でありました解体申出家屋につきましては、解体家屋申出の家屋につきましては固定資産税免除にされておりましたが、環境省での避難指示解除区域内にある建物の解体受付が終了しましたことにより、令和2年度でもって終了します。

本条例についての説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税等の減免に関する条例についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 1時47分)

---

再 開 (午後 1時47分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件3、とみおかアーカイブ・ミュージアム条例についての説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 現在工事を進めてございますアーカイブ施設に関する条例の説明でございます。

説明につきましては、担当係長よりご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 生涯学習係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

とみおかアーカイブ・ミュージアム条例（案）につきまして、資料に沿って説明させていただきます。全員協議会資料3を御覧ください。今回は、町のアーカイブ施設の整備に伴います設置条例の制定ということを3月の定例会に上程させていただくというところで説明させていただきます。

条例名にもございます施設名称ですが、富岡町の地域性や歴史、複合災害の経験をアーカイブする

という意味を込めまして、とみおかアーカイブ・ミュージアムとさせていただきました。こちら名称を含めまして施設の概要につきましては、この資料の右下の表のとおりとなってございます。開館日ですとか時間等は、教育委員会規則によって定めていく予定でございます。

では、条例案について説明いたします。第1条では、複合災害の教訓や富岡町の歴史や地域性を継承していく、そういうことなどを示しまして施設設置の目的を位置づけてございます。

第2条で、施設の位置を定めてございます。

第3条ですが、施設におきます業務範囲を定めてございます。現在の歴史民俗資料館の業務は、こちらに包摂していきたいと考えております。これはまた別ですが、富岡町文化交流センター条例の一部を改正する条例も併せて3月の定例会に上程させていただこうと考えてございます。

第4条ですが、円滑な施設運営と内容充実のための諮問機関の設置について示してございます。想定としましては、文化財保護審議委員の方の町民の方ですとか有識者などを考えてございます。

第5条は、施設利用上の遵守事項を規定してございます。

第6条は、規定の違反者等への入館制限など、施設の秩序維持に関する規定としてございます。

第7条ですが、施設設備品への毀損等に係る賠償義務について示してございます。

第8条は、事務の委任についての条項でございます。

最後に、附則としまして、規則で定める日から施行するものというところで変えさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 1つだけお聞きしたいのですが、今回この施設できることに対してすごくいいことだと思いますが、これに対して学芸員とか常駐はされるのですよね。また、職員の関係で専門員が常駐されるのか、その点だけ教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 今専門員というのは、学芸員のことでおろしいのでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○総務課長（林 紀夫君） 学芸員として活動できる職員が現在3名おりますので、そのうちから常駐させるというようなことで考えております。規模としましては、現在のところ確定ではございませんが、3名から4名の職員を常駐させ、そのほか会計年度任用職員であったり、業務委託先の方々だったりというところが常駐していくというふうな想定で今運営を考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） そうすると、一応これもやっぱり管理者的な形で選定しなければいけない

のですが、それは学芸員とは限らず別な形で選任するのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 学芸員として活動できる職員については何名か常駐させますし、そのほか運営上事務作業が発生しますので、通常一般職員という形での配置もあると想定しているところです。まだ、ごめんなさい、人事のお話になるので、まだ確定はしていないですが、そういう考え方の下、配置していきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません、2点ほど。

アーカイブ・ミュージアムというのは、あの施設全部を言うのかということ、それから協議会の規定があるのですけれども、協議会にはどんなお願いというか、協議会は何をしていくのか。

すみません、2つと言っておきながら。あと、学びの森の歴史民俗資料館との関わりはどうなっていくのか、ちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 生涯学習係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） ありがとうございます。まず、施設の名称でございますが、今まで町のアーカイブ施設と呼んでございますあの施設全体を指す名称でございます。

協議会の役目につきましては、通常の運営の中での改善点ですとか、または展示内容の適正面、あるいは今回文化財保護審議員など町民の方も入っていただこうと思っておりますので、町民感覚で見た中での改善点ですとか、より伸ばすべきことなどを諮問あるいは意見を頂戴するというところで考えてございます。

文化交流センターに現在ございます歴史民俗資料館との関係でございますが、現在の歴史民俗資料館自体をこちらのとみおかアーカイブ・ミュージアムの中に包摂いたしまして、歴史民俗資料館の業務も併せてアーカイブ・ミュージアムで執り行うということで考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件3、とみおかアーカイブ・ミュージアム条例についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 1時54分)

---

再 開 (午後 1時55分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件4、富岡町共生型サポート拠点施設の設置等条例についての説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 福祉課です。富岡町共生型サポート拠点施設の設置等条例について、こちらにつきましては、現在、富岡第二小学校跡地に建設を進めております同施設なのですが、今般3月の定例会にこちらの施設を設置するための条例を上げさせていただこうと考えております。そのため、本日資料によりまして条例の詳細についてご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

説明につきましては、課長補佐から行いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○福祉課課長補佐（松本真樹君） 課長補佐の松本です。着座にて説明させていただきます。

では、全員協議会資料4で説明させていただきます。高齢者が穏やかに楽しく過ごすことができる町民の福祉向上を図る特別養護老人ホームと町民が自由に分け隔てなく生き生きと交流できる地域共生社会と健康長寿社会の推進を図るトータルサポートセンターの2施設から成る富岡町共生型サポート拠点施設を設置するため、本条例を設定するものでございます。

本条例につきましては、章立てとしており、第1条から第3条までを第1章総則として、第4条を第2章業務の範囲、第5条から第13条までを第3章拠点施設とし、うち第5条から第8条までを特別養護老人ホームと、第9条から第13条までをトータルサポートセンターとして位置づけております。また、第14条から17条までを第4章拠点施設の管理と、第18条を第5章雑則として、以上18条立ての条例構成となっております。

第1条におきまして、共生型サポート拠点施設の設置目的を規定しており、老人福祉法第15条第3項及び地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、地域共生社会及び健康長寿社会の推進と町民の福祉向上を図るためとしております。

第2条におきましては、共生型サポート拠点施設の位置について規定しており、位置につきましては二小跡地であります富岡町大字本岡字王塚36番地としております。

第3条におきまして、共生型サポート拠点の構成を規定しており、第1号で特別養護老人ホームと、第2号でトータルサポートセンターとして、構成施設を2施設としております。

第4条におきましては、業務を規定しており、特別養護老人ホームにつきましては、ア、介護保険法に規定する短期入所生活介護及び施設入所に関することから、ウまでの3項目となっており、2ページをお開きください。すみません。ウまでの3号立てとしております。（2）、トータルサポートセンターにつきましては、ア、高齢者福祉サービス及び障がい者並びに障がい児福祉サービスの提供に関する事から、工の前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に關

することと4つの項目として規定させていただいております。

第5条につきましては、特別養護老人ホームの入所定員を規定しており、第1号において短期入所生活介護を受ける者を2名とし、第2号として施設入所介護を受ける者を48名としております。

第6条においては、入所資格を規定しており、第1号から第3号までは関係法令の規定によるものとし、第4号においては関係法令に合致しない者で施設入所が必要な方のために町長が特に必要と認める者とする特例規定を設けております。

第7条につきましては、特別養護老人ホームの入所制限を規定しており、第1号、疾病のため、入院または常時治療を必要とするとき、第2号、感染症疾患を有するときにつきましては入所制限という文言を規定しております。

第8条におきましては、入所者負担について規定しており、関係法令に基づいた介護サービス費を納入するものとしております。

3ページをお開きください。第9条につきましては、トータルサポートセンターの利用者の範囲を規定しております、第1号、町民及びその者と交流する者、第2号、その他町長が適当と認める者と規定しております。

第10条におきましては、トータルサポートセンターの利用料について規定しており、福島県内の同様の施設の状況や多くの町民に本施設を活用していただくため、無料としております。

第11条において、トータルサポートセンターを利用する際の遵守事項を1号から4号まで規定しております。

第12条において、トータルサポートセンターの利用の制限について規定しており、第1号、施設内の秩序を乱し、もしくは他人に迷惑を及ぼし、またはそのおそれがある者から、第2号、施設または施設内の付属設備等を損傷し、もしくは汚損し、またはそのおそれがある者については利用を拒否し、退去を命ずることができるとしております。

第13条においては、損害賠償について規定しており、利用者がトータルサポートセンターの施設、設備、備品等を損傷、滅失したときには、損害を賠償しなければいけないこととしており、またただし書きにおいて特別の理由がある場合には、減額または免除することができるとしております。

第14条から第17条までについては、指定管理による管理について規定しており、第14条においては共生型サポート拠点施設の管理を指定管理者に行わせることができる管理規定を、第15条におきましては指定管理者が行う業務の範囲を第1号から、4ページをお開きください。第6号まで規定しております。

第16条におきましては、指定管理者が行う管理の基準を、第17条においては指定管理者の指定の手続について規定しております。

第18条においては、条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が規則で定めるとする委任規定を設けております。

附則におきましては、施行日を規則で定める日から施行するとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 1点聞きたいのですけれども、第5条の短期入所生活介護を受ける者2名、施設入所介護を受ける者48名、この2名という短期の受け入れはどういう感じで2名ということを出していらっしゃったのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 介護保険係長。

○福祉課介護保険係長（安藤 崇君） こちら、本条例5条の2名の取扱いについては、ショートステイの利用者の方の利用者を示しておりまして、こちらの入所の規模につきましては、先般検討委員会の中での施設規模の中で、今後利用される見込み者数ということで2名というところを設定させていただいたところでございます。なお、今後、施設の利用需要に鑑みながら、上限を50名という中ではこちらの人数に関しましても弾力的に対応を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 内容的には分かるのですけれども、今富岡の実態としては、高齢者2人とか単身で住んでいる方が多い。もし急なときに引き受けるのに2名入っていた場合、やはりそういう場面も出てくると思うのですよね。そういうところも感じて、もうちょっと何人か多く予備に私は取つておいたほうがいいのではないかと思います。虐待もそうですし、突然片方が倒れたりなんだりして、やはり高齢者の方というのはもう心身的に打撲が多いので、そういうときにやっぱり保護するという意味でも、私は2名というのはちょっとベッド数が少ないのではないかなって。その対応に当たったときに、その人が解決するまでそこに置くといったときに、2名というのはどうなのかなって考えますが、その辺はおいおいに考えるというので、ちょっともう少し考えていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。

現在、ショートステイ町内で行っている業者、伸生双葉会でも小規模多機能型で行っています。今後、施設の運用に当たりましては、指定管理を取り入れる予定ではございますが、指定管理者となった事業者と、それから我々町、それと伸生双葉会の皆さんでショートステイの在り方について検討しつつ、枠を広げるなり、このままいくなり、状況に合わせて検討していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 9条でトータルサポートセンターを利用する者って書いてあるのですが、（1）

の「町民及びその者と交流を図る者」と書いてあるのですが、この「町民及びその者と交流を図る者」というのはどういった立場になる人ですか。

あともう一点、15条で「指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする」ということで、(2)の「拠点施設の維持管理及び修繕に関する業務」入っていますが、どの程度までこれ、委託管理料で多分やるのだと思うのですが、どの程度まで委託管理料でやらせるのか、その辺の規定はどの辺でつくっていくのか、考えがあれば。

○議長（高橋 実君） 誰ですか。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。

まず、9条の(1)、町民及びその者と交流を図る者と記載させていただいておりますが、こちらにつきましては、幅広く、基本的には誰でも使えるということで考えていただいて結構かと思います。まずは我々としましてはトータルサポートセンター、皆さんに使っていただくことが大事だと考えておりますので、そちらでお読み取りいただければと思います。

それと、第15条、(2)、修繕に関する業務につきまして、修繕の規模ですが、ほかの指定管理を入れている施設につきましては、約20万円程度まで指定管理者で協議の上でやっているところが現状でございますが、我々としましてもこちら修繕の種類によっては、当然町のものですので、町が修理するということも考えられます。隨時協議の上、検討していきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 中身については分かりました。ただ、(1)の町民及びその者と書いてあります、本来よその人がいっぱい早く使うような状況になって、町民が使えないような状況が出てくると大変困るような状況ありますと思うので、その辺は十分気をつけてやっていただきたい。

あと、修繕に関しては、今20万円という明確な数字も出ましたので、その辺は十分協議の上、やつていただければありがたいと思います。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 溫かいご意見ありがとうございます。特に9条の(1)につきましては、我々としましてもうれしい悲鳴になると思います。そうなれるように我々も努力していきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件4、富岡町共生型サポート拠点施設の設置等条例についてを終わります。続いて、このまま同じ課だな。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 続いて、同じく富岡町介護保険条例の一部の分で続けてください。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 続きまして、よろしくお願ひいたします。

富岡町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、現在第8期の介護保険事業計画を当課で策定してございます。その中で、令和3年から令和5年までの3年間を対象といたしました介護保険料が提示されましたので、そちらに伴い必要な条例の改正を行おうとするものでございます。こちらにつきましても、3月の定例会に上げさせていただこうと考えておりますので、この場をお借りいたしまして説明をさせていただきたいと思います。

説明に関しましては、こちらも資料を用いまして介護保険係長から行いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 介護保険係長。

○福祉課介護保険係長（安藤 崇君） それでは、全員協議会資料5を基に、富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての概要を説明いたします。

資料の1、改正内容でございますが、本件は令和3年度から令和5年度までの3か年度を期間とする富岡町第8期介護保険事業計画の策定に伴い、同計画期間中の介護保険料の額を改定するものです。

次に、資料の2、施行日につきましては、令和3年4月1日としまして、改正後の当該保険料は令和3年4月分からの適用となります。

資料の3、保険料の設定の表では、右端に現行の保険料、その左に改正後の保険料を示しており、基準となる第5段階の保険料の月額は7,000円となります。こちらは現行の7,500円と比較いたしまして500円の減額になります。また、第5段階を除く各段階の保険料につきましては、第5段階を基準として、法令で定める割合を乗じて設定しております。

なお、第1段階、第2段階及び第3段階につきましては、下段に標準割合を乗じた保険料、上段に低所得者負担軽減割合を乗じた保険料を記載しております、保険料の賦課徴収におきましては軽減措置後の上段の保険料が適用されることとなります。

以上、改正条例案の説明となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件5、富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 2時12分)

再開 (午後 2時17分)

○議長 (高橋 実君) ちょっと時間早いですけれども、再開いたします。

次に、付議事件6、学校給食調理場等整備事業についての説明を求めます。

教育長。

○教育長 (岩崎秀一君) では、改めまして、学校給食調理場建設に関する説明が遅れましたこと、この場を借りておわび申し上げます。申し訳ありません。すみませんでした。

教育委員会としましては、学校で給食を作り、それを子供たちに提供するということが子供たちの食育の充実につながるとまず考えました。そのほか行事食、それからリクエスト給食にも対応できると考えました。また、地元の食材を使った給食の提供も対応できると考え、この学校給食調理場の建設の計画をずっと立ててまいりました。

なお、詳細につきましては課長が説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 (高橋 実君) 教育総務課長。

○教育総務課長 (飯塚裕之君) 説明の前に、私からも全員協議会への提出が遅くなりましたことに対しましておわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

また、資料番号につきましても訂正いただきたいのですが、資料ナンバーにつきましては枝番はそのままに、⑤というのを⑥とするよう訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

では、説明に入ります。よろしくお願ひいたします。

初めに、給食調理場の設置について説明いたします。資料ナンバー6の1を御覧ください。1、調理場設置の経緯ですが、現在、富岡校の給食は樺葉町様の協力により、富岡校開校以来給食の提供を受けております。しかしながら、本町、樺葉町様とともに児童生徒数が増え、食事そのものの提供はできるものの、洗浄、消毒、保管に関するスペースが飽和状態となり、樺葉町様での対応ができなくなりました。このため、本町における調理場の設置が急務となったというのが一つの理由となります。

また、段落の2番目にありますように、調理場を設置することにより、適温での喫食ができることがや食育の推進ともなりますので、時期は早くなりましたが、必要である施設の着手を行うというのもう一つの理由、経緯ということになります。工事を令和3年度に行い、令和4年度からの運用を目指すこととしております。

次に、建設用地ですが、場所は第一中学校北側の4面あるテニスコートの2面分を建設用地とするものです。計画規模は、提供食数300食、床面積495平方メートルといたします。

次に、整備指針があります。給食調理場は、各種の給食施設の中でとりわけ厳しい基準が定められており、文科省が示す学校給食衛生管理基準に沿った形で、ドライシステムの導入や汚染区域、非汚染区域の線引きを明確にするなど、衛生面を第一に設計業務を進めたところであります。衛生面の次に重きを置いたのは、作業効率、作業環境の高機能化であります。作業効率がよくなることにより、

安全性も高まるものであり、作業の流れは一方通行の平面処理とし、人や物の流れが逆戻りしないような造りとしております。この2点のほかには、アレルギー対策として専用の対応食コーナーを設けること、食育の推進につながるよう見学コーナーの設置と、児童生徒が自ら給食を運搬する渡り廊下も新たに造ることとしております。また、非常時に備え、炊き出し等を可能とするよう、自家発電機を備えることといたします。

これらを設計に反映したものが資料6の2の左側の図面となります。最も重要である汚染区域、非汚染区域のゾーニングは、黄色と青で分けてあります。黄色エリアで、北側、上です。黄色エリアで食材等を受け取り、検品、下処理を行い、パススルー方式の扉を介して非汚染区域の調理室に食材等が流れることになっております。調理室の右下端にはアレルギーコーナーがあり、アレルギー物質の混入がないような造りとしてあります。調理後は、配膳室へ流れることとなり、ここまで工程が一方通行での作業となるような設計となっております。

申し訳ございません。ここでも一部訂正をお願いしたいのですけれども、調理配膳室と学校配膳室、ピンクのエリア2つございますが、このうち調理配膳室、上のほう、こちらの配膳という言葉でピンクにはなっておるのですが、実質はこちらも非汚染区域、青の領域になります。学校配膳室の上の部屋となります。こちらまでが非汚染区域でございます。

では、説明を続けます。右側の図面に移ります。こちらは配置図となっておりまして、次のページ、資料6の3が立面図となっております。

資料戻ります。資料6の1に戻りまして、4の財源でございます。財源は記載のとおりであります、最終的には全体の58%を国庫補助の見込みとしておるところであります。

では、引き続きバリアフリー化について説明いたします。資料6の4を御覧ください。失礼しました。こちら6の4です。富岡校は、現時点ではバリアフリーに対応する建物とはなっておりません。近年は全国的に特別支援学級の在籍者が増え、文科省でもバリアフリーへの意識が一層高まっております。本校でもバリアフリーは課題とするところであり、加えて児童生徒数の増加により、給食の喫食場所が2階の各教室となっていくことも考えているところです。この場合、本来中学校の校舎である現在の校舎で、小学生が給食を自らの手で2階に運搬することは危険であり、ここでもエレベーターの必要性があるとするとあります。

また、設計委託が始まって以降になりますが、文科省より令和3年4月施行の法改正によるバリアフリーに関する新たな指針が1月に出されたところです。この改正により、学校のバリアフリーに関する位置づけが1ランク上がり、さらなる対策強化をしていくこととなりました。その内容が資料中段にあります文科省推進指針であります、今回の設計ではこれらを反映していくこととしております。

具体には、3、本校におけるバリアフリー対策のとおりであります。

図面を見ながら説明したいと思いますので、資料6の5を御覧ください。対策の1としまして、昇

降口前に身障者用駐車場のスペースを設置します。

次に、スロープの設置です。スロープは、昇降口や廊下に上がるまでの各1つ、もう一つのスロープとして体育館への渡り廊下をスロープ化するものであります。

また、2つある昇降口、こちらの1か所には自動ドアを設置することいたします。

次に、エレベーターです。設置箇所を決めるまで相当の時間を要しましたが、図面上部の青表示の部分、こちらに3階までの13乗りエレベーターを設置することいたしました。また、エレベーターホールができることにより、隣り合わせで車椅子使用者用トイレも各階に設置するよう考えております。

バリアフリー化につきましては、設計を本年5月までとし、工事着手を令和4年度早期に行う予定といたします。

財源については、学校施設環境改善交付金を見込んでおり、2分の1の補助を受けられるものであります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ご説明ありがとうございました。ちょっと疑問に思っていることがあるのでもうちょっと教えてください。

まず、資料6の2の図面を見ると、ここに見学コーナーというスロープがあるのですが、これを見たとき、これ必要かなと思ったのですが、ただ資料1には食育の観点からよく見ることということを記載してあるので、これはしようがないのかなと思ったのですが、この状態でよく、調理の過程って食育の観点から見ると、やはり材料の段階からどういう状態で、衛生管理の観点もあるでしょうけれども、食育という物の見方からすると、下処理から調理、配膳、全て見えるような状態にしたほうがいいと思うのですが、その辺はどういう考え方でこの方法に至ったのか。あわよくばこれまでしてこのスロープは、見学コーナー必要なのか、その辺のお考えお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） ただいまのご質問でございますが、食育という観点で見学コーナーを設置するに当たっては、議員おっしゃるとおり初めの工程から見ることができればベストとは考えております。ただ、全体を見渡すとすると、方策としては中2階とか、そういうものの造りになってしまいます。面積を500平米としたいというところもありましたので、そうしたいろいろな条件を考慮した中で、しかばどこにあるのがベストだというところで、そこも栄養士の方などアドバイスを受けまして、メインの調理室、こちらを見学コーナーとするのがふさわしいであろうということで、今回見学コーナーは調理室を中心とした見学コーナーとしたところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 教育長、説明あります。

教育長。

○教育長（岩崎秀一君） では、座ったまま答えます。

この見学場所というのは、子供たちの食育にとって非常に大事なことになるのです。今まで檜葉町から給食をもらっていましたので、給食を調理している方々の姿を見ることができませんでした。それが今回、この調理場を造ることによって、自分たちの食べている給食が、あつ、この人たちがこのような形で作っているのだなという、これがまさしく食育の充実につながってきます。調理を作ってくださる方に対する感謝の気持ちもありますし、あとこの調理の方々との交流も考えておりますので、ぜひこの調理員の姿を見せてあげたいということもあります。

あともう一つは、本当に調理場できちっと調理が行われているかどうかと、そのチェック機能もこの中に含まれておりますので、議員の皆様も来ていただいて、この調理の様子を見ていただくこともできるということで、この見学コーナー、ぜひとも欲しいなと思って計画に入れさせていただきました。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ご説明ありがとうございました。いや、話は分かるのです。ただ、食育にのつとて調理過程、あくまでもだからこの見学コーナーからは調理室しか目視できないですね。この計量室とか下処理室とか、ここのシースルーというか、ここから見えるような状況の図面というか設計には、僕、こういう図面設計の専門家ではないので分かりませんけれども、恐らく壁か何かで中は見えませんよね。だから、それで食育というのは、その大義は立つけれども、本当の食育教育の内容を全うできるのですかということを僕は言っているのであって、最悪交付金からどうのこうのという話もあります。それまでしてこの見学コーナーのスロープは必要なのかなと思うのですが、その辺、最後にしますから、もう一回答弁いただければ。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） こちらの見学コーナーは、学校関係者、特に栄養士の先生方も食育には欠かせないというようなところで今広がりを見せているところでございますので、本町におきましても設置したいものと、ぜひ設置したいものと考えるところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 図面誰か、原課の人、職員、見ててくれた人いるのかな。いない。

〔「今日はおりません」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） バリアフリーの関係でちょっと聞きたいのですが、今回造っていただくと

いうことで、すごく有効かつ、また子供たちに必要だと思うのですが、スロープは造れるのは分かるのですが、ある程度バリアフリーの中で手すりとか、そういう補足するものも造られると思うのですが、そういう配置をしていくのか。

それと、あと多目的トイレ、障がい者も使えるトイレについても結構特殊な形だから、今の従来のトイレの場所ではまるのかどうかもあると思うのです。そういうのも考慮されるのですね。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

まず、手すりの件でございますが、もちろんエレベーターなどには手すりはつくようになります。その他、車椅子の方用ではないのですけれども、手すりというのは29年の工事のときに結構つけておりまして、特に階段部分などは、こちら中学校の建物ですので、階段の段差も本来小学生向きではないということで、既に手すりなどは設置してあるところあります。

それから……

〔「トイレですね。トイレ。トイレ」と言う人あり〕

○教育総務課長（飯塚裕之君） トイレですね。すみません。トイレにつきましては、今回エレベーター棟の脇に隣につけるトイレは車椅子使用者用としておりまして、多機能トイレではございません。多機能トイレは、場所的にちょっと端にはなるのですが、これも既に29年の工事のときにつけておりまして、こちらはいわゆる多機能、オストメイトまでついた多機能トイレとなっておりまして、今般最新の改正の法律上も最低1か所あればよろしいということになっておりますので、今回のトイレの設置につきましてはあくまで車椅子使用者用向けのトイレとなっております。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 二、三点聞かせてください。

まず、この資料6の2番の図面なのですから、これ使用人数何名になるかちょっと分からぬのですが、男女。その人の人数によっては、この更衣室あまり狭くないですか。多分この図面から見ると、トイレの寸法あたりから見ると2メートル角くらいしかないのかなと思うのですが、この更衣室では1人か2人、順番に着替えるのであれば別ですけれども、三、四名一緒に来たとき、どうやって対応するのか。

あと、事務室もちょっと狭くないかということと、あとこの下処理室。下処理室に表に出る場所、ドアか何かあるのかどうか、ちょっと図面には見当たらないものですから。といいますのは、下処理室からは大量のごみが出ると思うのです。そのごみは、このごみ置場まで持っていくのですか、これ中通って。そういう状況が生まれたとすれば、せっかく色分けしたのが何にもならなくなってしまうのです。

あとは……ここはそれだけかな。あと、今のバリアフリー化の中で正面スロープ①、これスロープつけるようになっていますが、どの程度の広さになるか分からないのですが、車椅子通ればいいとい

う寸法でつけてくるのかと思うのですが、何回も直角に曲がらなくてはならないということで、これを正面に本来は広くつけられればいいとは思うのですが、これロータリーになっていますから、車ぐるっと回る式になっていますから、これ実際ロータリーで車ぐるっと回るということは、これ必要なかどうか。必要でないとすれば、まだ大きくスロープ、全面的につけられるのかなと思うのですが、その辺の4点、お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） まず、更衣室の大きさということでございました。この調理場運営の想定としましては、5名というような想定をしております。この規模、また目標食数からしましても5名が妥当ということでありまして、男女比はまだ決定はしておりませんが、更衣室の広さ、ほかの施設と比べても決して狭くはなく、むしろ広いほうにはなっております。休憩室も同様です。

それから、事務室でありますけれども、こちら従前の給食センターとは違いまして、常駐するということではございませんので、栄養士の方が1名入る程度でございます。事務処理もこの広さがあれば十分可能というところで、こういった広さにはなっております。

それから、下処理室からのごみということですけれども、こちらもちろん非汚染区域を通るわけにはまいりません。したがいまして、北側入り口から職員通路を経て、下の南側のごみ置場に持っていくか、もしくは外側、外側から回り込んでごみ置場に持っていくということになります。

それから最後、スロープの件でございますが、幅等につきましては、すみません、今記載がなくて、私の頭にもちょっと具体の何メートルというのは出てこないのですけれども、もちろん法に照らして十分な広さを取っておるところでございます。また、上部、スロープ上ってから若干曲がるようにはなっておりますが、踊り場もかなり車椅子を曲げるといった行動に対して難しい広さとはなっておりませんので、この形でいけるかなというところでございます。

また、こちらロータリーとなっておりますが、車寄せなどでは今後も使いたいという希望もあります。身障者用駐車場もこのエリアの中に設置したところでございますので、スロープの形状としてはそれもろもろ考えますと、この条件で設置したいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 中身は分かりましたが、まず更衣室に関してなのですが、富岡の人口、何人を目指すかということを考えていけば、5人では済まなくなるのかなと思うのです。富岡の人口というより、人口が増えれば当然子供も増えるという考え方で。だから、せっかく造るものを後で大きくするということできないものですから、その辺は十分検討課題にしてください。

あと、下処理室からごみ置場まで中の通路イコール表から回るということですが、表から回るにしてもこの出入口が現在ついていないですから、その辺出入口なければ当然表から回れないと思うので、その辺も十分検討していただければと。

あと、今のスロープに関しては分かりました。私も車のこと、身障者用のこと考えていませんでしたので、これロータリーはなくせないということですね。なくせないから、この状態でということですから、2回直角に曲がらなくてはならないものですから、その辺は十分危険性のないような設置方法を考えていただければありがたいと思います。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 今後の児童生徒の増え方というところも考慮しつつこの設計は進んでおったところでありますて、当面想定の5人がいれば相当な数が増えても対応は可能とはなっております。

また、先ほどの回答にもさせていただきましたけれども、本町のこの施設、割とほかの町村よりスタッフの休憩室ですとか、そういったところは広めにできておりますので、当面といいますか、よほどの昔のような状況にならない限りは対応が可能なのかと思っております。ちなみに、前回本町の給食センタークラスだと2,000食以上でありますて、スタッフは15人ほどおったということになっております。

以上です。

〔「出入口の件は。2つ目の質問」と言う人あり〕

○教育総務課長（飯塚裕之君） すみません。下処理の出入口につきましては、出口というところでございますが、荷受け室ですとか、荷受け室の隣にプラットフォームもございまして、そこから降りれるようにもなっております。また、中、事務室を通ったりもできますので、その辺りもう一度動線は考えてみたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） とにかく働く人が動線スムーズにいくように、また給食施設ですから、菌は持ち込まないような状況もきちっとしなくてはならないし。

あと、震災前の富岡の給食室だと2,000名程度で15名のスタッフがいたということですので、コンクリートの当然建屋でしょうから、50年も60年も耐用年数考えるわけです。そうした場合に、富岡の人口、何年後にはどのくらいまで持っていくのだという施策でやっていますので、その辺に十分対応できるような考え方で造っていただければありがたいと思います。これは要望しておきます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 1点だけちょっとお聞きしたいのですけれども、バリアフリー化のエレベーターの位置なのですけれども、これは安全管理の面で大丈夫なのか。どうしてそのように言うかといいますと、あまりここの周りは特別教室というか、人の動きがあまりない場所にあるのですけれども、やはりそういう安全面で、勝手にエレベーターにやってしまうとか、授業中抜け出していなくなってしまったとかって、何かそういうやっぱり危機感を持って対応というのは考えていらっしゃるのか。

やっぱりこういうエレベーターに慣れていない子供たちもいらっしゃると思うので、やっぱり人目の目の動きがあるところに設置するというのも大事なのではないかなと思いますけれども、設置する場所がここしかないとなれば、それに対しての安全対策というのはどのように考えていらっしゃるか、お聞きします。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） ありがとうございます。エレベーターの設置箇所につきましては、いろいろほかに候補がありましたけれども、現在の法基準ですとか、そういうものを合わせますとどうしてもこの場所になってしまふ。本来バリアフリーの観点からすれば入り口そばでやるのがベストということですが、増築、また後づけのものであればできる限り可能なところに設置して構わないということになっているのが、まず趣旨でございます。その上で安全管理ということになってまいりますけれども、まずこのエレベーターにつきましては、身障者の方はもちろんですが、あと使うとすれば給食の運搬で使うこととなります。もちろん給食運搬の際には、生徒はワゴンを押したりはしますけれども、先生についていたくななど、安全面につきましては徹底してできるものと思っております。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） ありがとうございます。先ほどの安全管理なのですけれども、学校では今でも防災安全教育を進めております。したがって、学校の中でどこが危険かということを子供たちにその現場に行って教えていきますので、今回このエレベーター設置になった場合には、全子供たちを連れていって、防災安全という観点から指導を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません。まず、1点目なのですけれども、食育のところの見学は、先ほどのいろいろありましたけれども、やはり一部の過程でも見てもらうということは重要だと思うのですけれども、ここ外、ひさしがないのです。雨ざらしの状態のデッキになっているのですけれども、やはりいろんな意味でガラス面が多くなってくるので、雨ざらしはあまりよくないのではないかと思うのですけれども、その辺1度検討していただければと思います。

それから、細かいことで申し訳ないのですけれども、多分後々困ると思うので、バリアフリー化の平面図で、渡り廊下で給食センターに行く部屋と、こちらの2番の根本的な給食センターの渡り廊下の行くところの位置が合っていません。距離が変わってくると設計の金額も変わってくるので、本当細かいことで申し訳ないのですけれども、これ整合性きちっと取ってください。

以上です。

○議長（高橋 実君） 回答は。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） まず、1点目の見学コーナーの雨ざらしということでございましたが、こちら軒が出るようになっております。こちらも建設事務所などと十分協議しまして、すみません、サイズがちょっと今不確定で申し訳ないのですが、最大出せる1.8メートルもしくは2メートル、いずれかの数字で軒が出るようにはなってございます。

それから、次、給食センターからの渡り廊下の位置が合っていないというのは、6の5の図面からのことかと思いますが、6の5の図面につきましては、こちら当初の計画となっておりますが、現在、給食センターからの渡り廊下につきましては、この6の2、こちらの資料が正しい渡り廊下の位置となっておりますことをお願いしたいと思います。6の5の薄い部分は、これは前の計画でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 教育長、この案件の図面関係は、今質問あったとおりなのだけれども、従来どおり議会から申入れしているように、直されるものなのか、直されないものなのか、この文章も令和3年度に建設工事を4年度、自校給食4月1日からって俺らは取るのだけれども、そこから逆算すると直される余裕があるかないかだけ言って。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 今現在の設計の進捗状況でございますが、先週工事といいますか、委託業務が完了したところであります。それで、今後、確認申請の提出となっております。短い時間ではありますが、動かせるとしたら、申請前に動かせるとすれば、その短い間での時間の中では動かすことが可能となっております。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 (午後 2時54分)

---

再 開 (午後 2時56分)

○議長（高橋 実君） 再開します。

教育長。

○教育長（岩崎秀一君） 富岡町の将来を担う子供たちのために食育というのは本当に大事だと思っております。本当に安全な食を子供たちに提供したい、そして子供たちに富岡町でもこれから食材などを使って給食を提供していくということで、ふるさとに対する思いも強くさせていきたいこともあります。したがって、そういう観点から、この給食調理場、ぜひとも欲しい施設になっております。いろいろと不備な点おわび申し上げますけれども、ぜひとも議員の皆様にご理解いただきまして、この給食調理場建設進めさせていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 我々も富岡町の子供のためにちょっとでも立派な給食室を造ってほしくて言っているのです。だから、今回本当に残念なのが設計が決まる前に1度提出いただければ我々も協議できたのかなと思うのですが、非常にその点が私は残念に思います。ただ、これが動かせないとすれば、それは当然、今もう当然子供いるわけですから、明日にも給食提供しなくてはならないような状況下の中で、これで我慢して造るしかないということになろうかと思いますので、ぜひこの次何かやろうとするときにはその点十分気をつけてお願いしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） ありがとうございます。今ご指摘のとおり、これからあった場合には早め早めに議員の皆様に提案していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件6、学校給食調理場等整備事業についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 2時58分)

---

再 開 (午後 2時58分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件7、農業用施設の整備についての説明を産業振興課長に求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お疲れ様です。付議事件7の農業用施設の整備についてご説明をさせていただきます。

今回の施設整備につきましては、現在町内で作付を行っておりますタマネギの乾燥調整機能を有します集出荷施設の整備でございます。現在、町内では約6ヘクタールほどタマネギを作っておりますが、将来的に町外の法人等も含め拡大を計画しております。今回、令和5年度の施設稼働に向け整備を進めたいと考えております。

説明につきましては、担当の畠山補佐より説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長（畠山信也君） それでは、全員協議会資料7によって説明させていただきます。

農業用施設の整備、施設の内容としましては、今ほど課長が申し上げたとおり乾燥機能を備えたタ

マネギの集出荷施設となります。

まず、左上1番、この施設の整備に至った背景を記載してございます。①、町は基幹品目である水稻による農地の面的な営農再開をするために、150ヘクタール規模のカントリーエレベーターを整備中でございますけれども、全国的な米消費量の減少、それから米価の下落などにより、水稻のみでの営農再開というところには限度があると認識しております。

②、そこで当地域において普及を進めるべき品目を考えた場合、放射性物質を吸収しにくく、かつイノシシ被害の少ないタマネギが挙げられ、このことは県の普及指導計画にも明記されているところです。

③、現在、町内では6.2ヘクタールのタマネギの作付が行われておりますけれども、今年度、長雨の影響により、多くのタマネギが出荷前に腐ってしまいまして、産地化を目指すためには乾燥施設が必要となっていると、こういった背景があります。

次に、2番、施設の概要についてです。乾燥機能によりまして出荷前の腐食を防止し、貯蔵機能によりまして、いわゆる端境期を狙った出荷が可能となります。また、当町、富岡町の生産者分を受け入れる施設としながら、その施設の余裕分では郡内生産者分の対応も可能とし、50ヘクタール規模、将来的には反収5トン、2,500トンの生産を目標とする施設となります。

次に、右上3番にこれまでの関係機関と協議を重ねた内容となります。1番、来年度、国において新たな事業、高付加価値産地展開支援事業、こういったものが始まりまして、これを活用すればJA自ら整備することが可能となります。したがいまして、町としましてはそのように求めてきたところですけれども、この施設の対象が乾燥後の加工処理まで必要となるというところで、今回の乾燥までの施設は対象外となり、現時点でこの施設を整備することができる事業が福島再生加速化交付金ということになります。

2番、これまで加速化交付金を活用して市町村が農業用施設を整備した場合、市町村とJAが無償貸与契約を締結し、貸与先のJAが施設の運営を担っております。

3番、この無償貸与契約の中で、維持管理に要する経費は貸与先であるJAが負担することを明記しております。

4番、当町が町事業として整備することから、当町生産者分を基本とするものの、余裕分で郡内生産者分も受け入れることから、整備地の土地の購入費については県の補助が対象となります。

次に4番、整備する位置について申し上げます。右の図面において青で着色した部分、こちらが現在整備中のカントリーエレベーターの場所、今回のタマネギ施設の場所はその西側、赤着色の3筆、合計7,733平方メートルとなります。こちらの場所とした理由につきましては、まず現在整備中のカントリーエレベーターのこの場所を決めるときに、その周辺に追加施設の整備が可能としていたこと、それから貸与先として予定しているJAにおいても施設の運営上、カントリーの近隣を希望していること、そしてタマネギ生産者と意見交換をしたところ、一定のご理解をいただいたこととなります。

次に、下段の5番に工程を記載しております。本日、議会の皆様に説明をしております。今後も随時進捗に応じまして議案の提出、事業の説明、報告をさせていただきます。また、現場レベルにおきましては引き続き県やJAとの継続協議、それから財源の調整、交付金手続を行い、9月の下旬に交付決定を受けて、来年度の下半期に設計の委託を予定、令和4年度上半期に造成工事、下半期に建築工事を行い、令和5年春の稼働を目指しております。また、生産者との意見交換、それから関係機関による協議も継続してまいります。

裏面を御覧ください。6番に来年度当初予算（案）へ計上した内容を記載してございます。委託料で4,433万1,000円。内訳としましては、基本計画140万3,000円、造成測量設計1,111万6,000円、建築工事設計3,181万2,000円となっており、財源としましては加速化交付金2,753万1,000円と、復興特別交付税措置917万7,000円となります。次に、用地購入費2,706万6,000円は、先ほどの整備地7,733平米にカントリーを購入したときの単価3,500円を乗じたものとなります。合計しますと7,139万7,000円。そのうち国交付金、復興特交措置、それから県補助の合計が6,377万4,000円、町の一般財源が762万3,000円となります。町の持ち出しが多く見えるところでございますけれども、町の歳出側の予算におきましては予算が不足すると発注が困難となることから、参考でいただいた見積額に多少の上乗せをして計上してございます。このような場合には、その都度、国と財源調整を行いまして、町の持ち出しを極力抑制するように努めてまいります。

続きまして、7番です。今後、協議や検討が必要になることです。まず1番、事業の規模感となります。こちらについては、この施設に必要となる機能、規模、それから種類などについて、こちらについてJAと詳細を詰めていきます。

②、イニシャル・ランニングコストの内容、特に施設を運営していくための収支計画について、こちらはJAを中心に県も巻き込んで協議していきます。

③、タマネギ生産者への技術指導と新規作付者の確保についても関係機関とともに検討を重ねてまいります。

④番、整備した後、施設そのものをJAに移管するなど、町の財政負担リスクの軽減に努めてまいります。

最後に、8番としまして、施設を整備することにより期待される効果を整理いたしました。1つ目としまして、生産者自身による乾燥処理が不要となりますので、農業所得の向上につながります。県の双葉農業普及所の試算によりますと、現在5ヘクタールで96万6,000円という農家がいらっしゃいますけれども、施設が整備されると自身による乾燥が不要となる分、面積を拡大することが可能となり、8ヘクタールで約233万円と見込んでおり、目標としては922万円を目指せるとなってございます。

2つ目の効果としましては、タマネギの県の奨励品種あります浜の輝、こちらの特徴である甘みを生かしたタマネギレシピ、それから6次化への展開が挙げられまして、こちらにつきましては今後商工会、とみおかプラスなどとの連携、協力により進めてまいりたいと思っております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今タマネギの乾燥施設の説明受けました。大分前年度あたり、タマネギが腐って出荷できないような状況になったということで、生産者は非常に困った状況にあったのかと思います。当然これだけの施設ができれば、生産者の意欲も起きると思いますし、非常にいいことだと思います。ただ、ちょっと私分からるのは、本来タマネギ北海道辺りがかなり出荷量が多いということで、北海道辺りの畠の状況なんか見ますと、山そのものに勾配あるところに作っているという状況で、作っているうちからもう水はけがよく、もう起こすとき、取るときには大分乾燥状態にある。この辺では真っ平らなところ、ましてや農地、田んぼに植え付けるということで、非常に水が吸う場所にあるということで、その辺のマイナス、プラスはないのですか。その辺が大きく影響しているのかなと。その辺が大きく影響しているとすれば、乾燥施設に入れてじっくり乾燥させるということなのでしょうけれども、そういう状況が生まれるとすれば、なかなか生産農家が増えていかないのかなという心配あるものですから、ちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長（畠山信也君） ご指摘ありがとうございます。まず、現時点におきまして富岡町で水稻以外に何を進めていくべきかというところを考えた場合、説明の中で申し上げたとおり、セシウムとイノシシの観点というところから、これはタマネギで進めていくべきだろうと、町も県もそのような認識であります。そういった中で、今議員からご指摘がありました。まさにあったようで、北海道のところでありますと、タマネギの作付に向いているという農地風土というものがございます。そこで、富岡はどうなのかというところにつきましては、ここは農業技術というところの観点から、双葉農業普及所あるいはJAで収量、それから品質の向上に向けたことについて農家への技術指導というところを担っていただきたいなと思ってございます。また、町としまして、例えば面的な整備で何かできることというところについても関係機関とともに考えていきたいと思ってございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） イノシシとかセシウムの吸収率ということで、一番適しているということで、私大賛成なのですが、その辺でどうしても水分が多いということで生産者が増えていかないようなことになると実際困りますので、十分その辺は気をつけてやっていただきたいと。

あと、この乾燥状況ですが、1法人、1農家も一定の理解をしているということで、前年度聞きましたと、1農家は完璧に乾燥して出荷したと。1法人が出荷できなかったということで、やっぱり技術的な指導も十分必要なのかなと思います。そういう中で、この4番の3ポツ、タマネギ生産者、1法

人、1農家も一定の理解ということは、このほかの一定の理解という意味、まだあるのですか。例えばこの乾燥施設に1トン当たり入れれば幾ら取れますよとか、そういう決め事もあろうかと思いますが、そういう決め事の理解、今どこまで進んでいるか教えていただければ。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長（畠山信也君） まず、前段の部分です。今年度の実績を申し上げますと、タマネギ1法人の方は自分で乾燥処理をしたというところで、まさにご指摘のとおり、法人でなかなかというところがありまして、全部で578トン集荷、集めたうち66%が販売できたと。逆に言うと34%が出荷できなかったというところの数字が上がってきています。また、新規の担い手確保という観点でもそういったところ、乾燥施設ができることによって新規担い手が増えてくるということもありますので、町として進めていきたいなと思ってございます。

それから、4番の中に書かせていただいた一定の理解につきましては、整備場所について、ここでいうところで一定の理解を得たというところで、今後の運営とか規模感については今後ということになります。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） これ農業用施設ということの説明なのですけれども、タマネギだけを考えているのですか、それともまた別な作物も置けるのかということと、あとJAと無償貸与契約というのを結ぶのですけれども、その契約をちゃんときっちりしないと、例えば無償で貸しているのだけれども、農家がいっぱい乾燥料取られてしまったのでは、何のための、農家いじめでJAがもうかるための契約になってしまって、そのところはきっちりそのランニングコスト、どれくらいのランニングコストがかかっていて、農協はパスパスでいいはずなのです。目的がどんどん農地を荒らさないということだから。その辺の契約の取り方はきっちり物事を考えているのかということ。

もう一点は、余裕分は郡内他町村生産者分ということなのですけれども、やはりタマネギに限らずジャガイモだったり、いろんなものがこれから考えられた場合に、埋まつてしまったら、50ヘクタール分かな、これ埋まつてしまったら、先方に断ることできるのだね。その辺も含めてお願いします。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長（畠山信也君） まず1点目です。今回タマネギ施設というところで、この施設の中ではほかのものも受けたりできないのかというところについては、国の加速化交付金というものを活用する都合上、国にはタマネギの集荷施設という整備というところでお金を持ってくるというところがあります。ただ、その整備後にどのように運用、運営していくかということについては、具体的には無償貸与先であるJA、それからアドバイス元である県、この辺と協議をしていきたいなと思ってございます。

それから2点目、まさに議員ご指摘のとおり農家に還元されなければ意味のない施設と思ってございます。そういう意味でも、無償貸与契約の中身につきましても、県、JAとともに町も協議をしっかりと農家に還元されるような仕組みをつくっていきたいと思ってございます。

それから、最後の点につきましては、町が加速化交付金を使って、当町が整備するものですので、他町村の分が受け入れる状況にない場合については他町村の分は断るというのが基本的なスタンスです。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしということで、これをもって質疑を終了いたします。

これ8番だな、今。以上をもちまして付議事件8……

〔「7でしょう」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 7。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 何だ俺、飛んだな。

以上をもちまして付議事件7、農業用施設の整備についてを終わります。

続いても産振か。

〔「はい、そうでございます」「入替えして」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 (午後 3時14分)

---

再 開 (午後 3時14分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件8、創業・事業展開支援事業についての説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 引き続き、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

今回、創業・事業展開支援事業ということでご説明をさせていただきます。これまで町では、町内事業者が地元に戻って再開をするということで、補助の最高額としまして350万円の支援補助ということで実施をしてまいりました。今回、震災より10年を迎える年であります。町内事業者の申請数というのも徐々に減ってきている状況であります。今後町といたしましては町外の事業者についても町内へ呼び込んでいきたいと考えております。今回、改めて支援策をつくりまして、町外事業者にも補助金を出していきたいということで、本日説明をさせていただきます。

説明につきましては、担当の山口から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 主査。

○産業振興課商工観光係主査（山口 学君） それでは、説明資料について、全員協議会資料8となります。それでは、事業展開支援補助金についてご説明させていただきます。

まず、事業目的についてでございます。現在、町は産業の再生、創出を目指しまして、事業再開支援補助金等々の事業者支援を実施しているところでございます。一方で、テナント等々の不足によりまして新規事業者の参入に係る投資額が増加しまして、町内進出の足かせとなっているところでございます。

下表を御覧いただきますと、商工会員のデータでございますが、徐々に事業再開者数が増加している中で、令和2年におかれましてはいまだ半数が町内で再開していない状況でございます。また、新規会員についても平成30年まで増加傾向であったものの、令和元年、令和2年で減少傾向となっているところでございます。さらに右記を御覧いただきますと、町の事業再開補助金の申請数でございますが、こちらについても徐々に申請件数が減少しているところでございます。このような状況から、事業再開に係る支援を継続しつつも、新たな事業者の呼び込みや創業者の支援が必要と思料されるところでございます。これらを踏まえまして、当該補助金に関しましては新規事業者の町内への進出を促進するため、設備投資等々を支援することを目的としているところでございます。

続きまして、補助事業の概要について説明させていただきます。まず、補助対象者でございます。こちら、従前の町事業再開補助金で対象となりませんでした町外事業者等々に補助対象者を拡大しまして、支援を拡充するところでございます。

次に、補助交付上限額及び補助率についてでございます。補助交付限度額に関しましては350万円ということで、補助率に関しましては対象経費の4分の3というところでございます。また、補助対象経費については、設備費、賃借料、登記費用等々を想定しているところでございます。これらに関しましては、町事業再開補助金と同一とさせていただいております。

続きまして、3番目、財源についてでございます。こちらに関しましては、再生エネルギー復興まちづくり基金を充当したいと考えているところでございます。

次に、実施期間でございます。こちらに関しましては、令和3年から令和8年までを想定しております。

5番目、補助事業の要件でございます。まず1つ目、町内で10年間事業を継続すること。次に、事業計画について認定支援機関の確認を受けていただくこと。3つ目としまして、本事業において町内に店舗または事業所等を有していただくこと。4つ目として、町が指定する以下の業種であることということで、下表のとおり業種を設定させていただいたところでございます。

最後になりますが、審査についてでございます。今回、新規創業者も対象といたしますので、交付に当たりましてリスク管理が重要であると考えております。採択審査に関しましては、町内民間銀行並びに日本政策金融公庫等々の専門的な知識がある方を審査員としまして、しっかり採択審査を実施

していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 新たな企業を中心に入れてくるということで、すばらしい事業なのかなと思うのですが、まずは実施期間が令和3年から令和8年まで想定ということで、今まで入ってきた業者に関しては該当しないということですね。ということになると、ちょっと今まで町に進出してくれて該当しないとなると、ちょっと不平不満が出るのではないかなと思います。その点と、あと町が指定する以下の業種であることということで、これは理解できるのですが、例えば建設業なんか取ると、これ入っていないですよね。ただ、その中で運送業、道路貨物運送等ってかかっていますので、そういうことから見るとまだ分類がちょっとおかしいのかなと思うのですが、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（高橋 実君） 課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず、1点目でございます。これまで町外事業者の方が町内で営業等を再開している方、数名おられると思います。現在、この補助金の創設につきましては、遡っての交付は今のところしないということで事業は考えております。これまでの方については、確かに350万円の補助金については該当になりませんが、それぞれの県補助金等の活用をしながら、早い時期からやっていただいたということありますが、改めて10年を迎えるところで、町内の事業者が少ない状況を考えて、改めて新設したということでございます。

あと、2つ目の要件といいますか、業種でございますが、こちらにつきましては基本的に町民が直接関係する生活関連の業種を呼び込みたいということが一番でございます。現在、製造業であったり、そういうものについては国の大きな補助金がありますので、そちらが該当しない小規模な店舗について町の補助金、また県の補助金もありますので、そちらを使って少しでも町外の方を呼び込んで町民生活を豊かにしていくということで検討したものでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 残念なのがやっぱり3年から8年まで想定ということで、遡らないということなのですが、実際今まで町内の業者が戻らない中で、町外の業者が採算性を考えて当然採算取れるから来たのだとは思うのですが、それ県とか国の補助金仰いだにしても、やっぱり町でそういうもの創設するときには、ある程度遡って私はほしいなとは思うのですが、その辺ぜひご検討いただきたいと。

あとは町が指定する以下の業種であることということで、この辺は今課長が言ったことを考えれば、当然町民、住んでいる人に密着している必要な部分ということですから、十分理解はできます。

○議長（高橋 実君） 課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） こちらにつきまして遡らないということですが、そちらにつきましてはやはりこれまで基本的には飲食店等かなり町外から来ていただいていること大変感謝しております。出店者につきましては、その時点時点である程度商売になるというところを見込んで町内に来ていただいて頑張っていただいているところがあります。今回、さらに別の業種、まだまだ震災前のお店がない状況にありますので、そういうところにも少しでも来ていただきたいということもありますので、そこについて改めて令和3年度から新設した事業によって実施をさせていただきたいと思っておりますので、そちらについてご理解よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 私も非常にすばらしい事業だなと思います。ただ1点気になるのが、町内で10年間事業を継続することというのが補助要件になっていると思うのですが、これ1年、2年とかで例えばどうしても続かないといった場合に、補助金の返還みたいなことも考えているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） こちらの要件につきましては、現在の事業再開の補助の要項にも10年間の要件があります。途中で例えばやめられる場合には、補助金の全部または一部について返還を求めるができるというような要項になっていますので、そこに合わせて実施しています。ただ、審査の中で継続的にやれる業者に出していくというのを基本としていますので、そこはしっかりと最初の時点で審査を進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件8、創業・事業展開支援事業についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 3時26分)

---

再 開 (午後 3時33分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件9、下水道事業に係る経営戦略の策定についての説明を都市整備課長より求めます。  
都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 今回、都市整備課からは、下水道事業に係る経営戦略の策定についてご説明させていただき、ご指導をお願いするものであります。

本下水道事業に係る経営戦略につきましては、総務省より日常生活に欠くことのできない重要なサ

ービスについて、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、中長期的な経営の基本計画として経営戦略の策定を要請されており、今回策定ガイドラインに基づき、富岡町下水道経営戦略の案がまとまりましたので、議員の皆様のご意見とご指導をいただき、公表へ進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

いまだ町民の戻れない下水道整備済み区域もあり、また解除になった区域内の施設についても震災前の利用率までの回復の見通しも厳しい中ではありますが、この経営戦略を議員の皆様と共有し、公表しながら、将来的にも国庫補助事業として安定的な整備、改修を進めていきたいと考えております。

説明は、下水道係長からさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 下水道係長。

○都市整備課下水道係長（渡邊修二君） それでは、下水道管理事業の経営戦略策定につきまして説明をさせていただきます。

今回、この経営戦略策定に至りました経緯としましては、ただいま課長からも発言がありましたけれども、平成26年及び平成28年に総務省から発出された通知によりまして、平成32年度、現在では令和2年度に当たりますので、令和2年度までに公営企業の経営戦略策定を要請されていることによります。公営企業を取り巻く経営環境は、今後の急速な人口減少や保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大などにより、今後一層厳しさを増すことが想定されていることから、経営健全化へ向けた取組の一環として求められているところでございます。

本町におきましては、平成23年の震災原発事故により、それまでの事業展開は一変しており、災害復旧事業を進めながら事業を再開してきたことや、その事業再開からの実績となる年数も少ないことから、本経営戦略の内容は不十分な部分が含まれますが、総務省が示している経営戦略策定ガイドラインによれば、5年ごとに見直しを行い、実情に合った運用をすることとしておりますので、今回策定の計画を基に、今後内容を充実させていく考えでございます。今回、この内容について説明させていただき、ご理解をいただいた上で、町ホームページでの公表を考えております。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料の説明に移らせていただきます。配付させていただきました資料は、A3判2枚でございます。1枚目が公共下水道、2枚目が農業集落排水の経営戦略に関する概要説明資料でございます。2枚とも性質上、内容についてはほぼ同様のものとなっておりますので、1枚目の公共下水道を重点的に説明させていただきます。

1枚目の公共下水道の資料を御覧ください。資料左側より説明させていただきますが、まず上段部分、経営戦略の策定の目的です。冒頭でも触れましたが、本町の下水道事業を取り巻く経営環境は今後の人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う改築更新の増大により厳しさを増していくものと想定されます。このような中、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として、富岡町下水道事業形成戦略を策定しました。本計画の計画期間として令和

3年度から令和12年度の10年間としてございます。おおむね5年ごとに見直しを行い、適宜近況を反映してまいります。

続きまして、1、事業概要です。まず、施設等の概要です。公共下水道につきましては、供用開始が平成4年度ということで、使い始めから29年、蛇谷須特環下水道については供用開始が昭和63年度ということで、使い始めから33年が経過しております、今後は施設の老朽化対策を計画的に進めることが求められる時期を迎えております。一部災害復旧事業により施設が新しくなっておりますが、老朽化が進んだ設備も数多くなっておりますので、改築更新につきましてはその優先度を見極めながら、計画的に投資を平準化させることが重要であり、このことにより安定的な事業経営を目指してまいります。12月の常任委員会においても説明させていただきましたが、処理区の統合により広域化を図り、事業運営を効率化させることも予定しております、令和4年度からは特環下水道蛇谷須処理区を統合、令和8年度には農業集落排水施設上富岡地区の統合を予定しております。この処理区統合には施設を接続するための新たな管渠整備や廃止する浄化センターの機器類の撤去などが必要となり、その事業費は町負担ベースで約1.4億円と見込んでおります。一方で、この処理区統合のメリットとしては、廃止される施設の維持管理に係る固定費、年間にして約1,800万円ほどになりますけれども、その削減に加えまして、老朽化対策に係る改築更新費の圧縮も見込んでおります。統合により廃止される予定の蛇谷須浄化センター及び上手岡浄化センターを今後も継続使用すると仮定した場合に必要となる改築更新費は、蛇谷須浄化センターが約3億円、上手岡浄化センターが約3.5億円と試算しておりますので、これから行う2処理区の統合は今後の事業経営において大きなメリットがあると考えてございます。

資料右側へ移りまして、2、将来の事業環境ということで、ここでは今後下水道が使用される量、これを有収水量と言っておりますけれども、その量に応じて得られる料金収入について推計しています。この部分については、先ほども申しましたとおり、現在においてはまだ必要なデータが十分にそろっておらず、その精度は必ずしも高いものではございませんが、今回の推計では住民帰還や町外からの移住定住の促進などにより、有収水量及び料金収入は数年間一時的に増加をし、その後人口減少傾向に伴って緩やかに減少するとしています。この部分については、おおむねそういう傾向になるという想定の部分になります。今後の事業展開には大変重要な収入の部分になりますので、今後の傾向を的確に捉え、その推計を修正していきたいと考えております。

続きまして、3、経営の基本方針に移ります。ここではこれまでの内容を踏まえまして、持続可能な事業展開を実現させるための柱となる3つの基本方針を設定しております。まず、1番目のストックマネジメントの取組を推進しますと2番目の適正な施設の維持管理を持続していきますは非常に関連性の強いものとなっております。ストックマネジメントは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先度を設定して、点検、修繕、改修等を行うことで施設維持管理を最適化することを目的としています。2番目の適正な維持管理の持続は、ストックマネジメントに基

づいた実施の部分と位置づけております。これらをうまく機能させることで、施設修繕や改修について一定の投資に対して最大限の効果を生むよう検討を進めてまいります。

3、広域的な視点での経営効率化を図りますは、先ほども説明申し上げました町内の施設、処理区統合による町内を対象とした広域化に加え、現在富岡町を含めた周辺4町によりその枠組みづくりを進めております終末処理場維持管理業務の共同発注及び汚泥処理の共同化などの取組を確実に進めることで効率化を図るというものです。周辺4町というのは、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町でありまして、原発事故の被災地という特殊な環境による課題は似通った部分が多くございます。課題を共有化し協力体制を構築することで効率化を図れる部分もございますので、この点についても確実に進めてまいります。

資料については以上でございます。

先ほど申しましたとおり、農業集落排水に関する2枚目の資料につきましても、内容についてはほぼ同様のものとなってございます。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） この事業に関しては、蛇谷須特環も農業集落も公共下水に令和8年度までには供給できるということで、非常に財政的にはプラスになるのかなと思います、管理費では。ただ、それをしてことによって事業費は生まれますが、公共下水の処理場ですけれども、津波でやられた地区で、大半は直しているから、こちらに係る工事費はないものと思っているのですが、現在2系統ですよね、動いているの。3,000人規模を想定すれば、2系統で十分間に合うのかなと思いますので、その辺だけちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 下水道係長。

○都市整備課下水道係長（渡邊修二君） ただいまの質問にお答えしますけれども、この統合によります今後使用する水量、その伸びにつきましては、前提となる富岡浄化センターの能力につきまして、まず検証しまして、統合をした後の能力は検証して進めているものであります。まず3系統目というところの復旧に関しては着手する見込みとはなっていません。現在のこの推計の中によるところにおいては、処理場は2系統のまま、現在のままの状況で運用していくという試算になってございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 説明は分かりました。3,000人規模で担っても十分農業集落と特環入れても運用はできるということで、非常に経費削減になるのかなと思いますので、ぜひ年度を早めれば早めるほど多分経費の削減になっていくのかなと思いますので、その辺の努力方よろしくお願いたしま

す。課長、頑張ってください。

○議長（高橋 実君） 課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ありがとうございます。そのような形で小良ヶ浜は除かれますが、上手岡、あと蛇谷須特環、こちら合わせて経営戦略に基づいて経費節減に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件9、下水道事業に係る経営戦略の策定についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 3時45分)

---

再 開 (午後 3時45分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件10、富岡町健康増進施設整備に係る検討状況についての説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） 皆さん、お疲れさまでございます。それでは、付議事件10について、健康づくり課より資料番号右肩10番によりまして、富岡町健康増進施設整備に係る検討状況についてご説明をさせていただきます。説明は着座にて失礼いたします。

12月の全員協議会においてご報告をいたしましたとおり、健康増進施設の整備につきましては、その規模や機能につきまして、現在しっかりと検討を行っているところであります。本日はその検討の進捗状況をご説明するとともに、皆様からご意見を頂戴していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

資料1枚目を御覧ください。まず1番、検討項目でございますが、前回ご報告した内容をさらに精査いたしまして、改めて検討すべき項目を設定しております。内容といたしましては、政策的な位置づけや必要性から、集客目標人数、施設の規模、機能、施設整備や維持管理、運営に関する費用、また検討結果を踏まえたD B O発注の有効性の検証など、資料に記載の7項目と整理しているところであります。

2の検討の進捗でございますが、現在のところ上に記載しました7つの検討項目のうち、1番、町の課題に即した施設の政策上の位置づけの確認、2番、政策にひもづいた施設機能の要否検討、3番、目標集客人数達成へのロードマップまである程度進んでおりまして、一部規模、機能であったり、費

用面の検討に着手している状況であります。進捗の状況は記載のとおりであります、次ページ以降、詳細を説明させていただきます。

おめくりいただきまして、2枚目を御覧いただきたいと思います。左端の現在認識の欄につきましては、国保療養費の給付費の状況や疾病の傾向などとともに、町内居住者の現状などを記載しているところであります。

左から2番目の欄につきましては、この現状認識から課題として考えられる点につきまして、特定復興再生拠点区域復興再生アクションプランの3本の柱、健康づくり、にぎわい創出、くらしの再生の観点で整理をしているところであります。一番上の四角囲みでは、健康に関する点にフォーカスを当てまして、生活習慣病の発症や重症化の予防とともに、高齢者対策や閉じ籠もり対策などを課題として挙げております。真ん中の四角囲みでは、主にコミュニティーにつきまして、地域のつながりの希薄化や交流機会の不足、また情報発信の点について課題として挙げております。一番下の囲みにつきましては、買物環境や公共交通など、主に夜の森地区の生活インフラの不足を課題として挙げるとともに、全体を通して町民が集まる場、憩いの場が必要ではないかとしているところであります。

このような課題を解決するためにどのような施策が必要かという点を整理したのが右から2番目の課題解決の方針になります。健康づくりの観点では、心身のバランスの補正やストレス解消の手助けをすること等によりまして健康寿命の延伸を図るとともに、生活習慣病予防、メンタルヘルスケア等により医療費の減少効果を見込めるなどを挙げております。にぎわいづくりの観点では、情報発信の場やコミュニティー活性化を目的とした施設を整備することにより、町に対する関心をつなぐとともに、住民の定着化が見込めるものとしております。くらしの再生の観点では、特定復興再生拠点区域の復興の象徴であるとともに、避難指示解除後に居住する町民にとっての生活環境安定化拠点としての機能が必要ではないかというところを考えております。

今回、新たに健康増進施設を整備することによりまして、課題とした様々な点について解消することができるものと考えております、一番右に挙げましたそれぞれの機能につきましては、施設整備検討委員会と、それに先立つ職員プロジェクトチームによりまして、さきに掲げておりました課題解決に寄与する機能であるとして検討されたものとなっております。

続きまして、3枚目を御覧ください。こちらの資料につきましては、健康増進施設を整備するに当たりましてどのくらいの集客が見込めるかということをシミュレーションしたものになります。この健康増進施設の年間利用目標は7万人としておりますが、この7万人の根拠につきまして中段四角囲みの中に列記をしておりますが、この詳細につきまして4枚目の資料を用いましてご説明をさせていただきます。

4枚目を御覧ください。シミュレーションの基礎資料というものになっております。まず、施設を使用する方を大きく3つのカテゴリーに区分しております。20キロ圏内人口につきましては、町内居住者及び近隣、周辺自治体の居住者のうち、健康増進の施設の利用を見込める方として推計している

ものであります。また、関係人口につきましては、当面除染、解体や廃炉作業等に従事する方のうち、住民票を置かずに町内に居住する作業員の方などが多くいるものと考えられることから、その一定数を利用客として見込むことが可能であるとしまして、現時点での町内宿泊施設の部屋数などから利用人数を推計したものとなっております。この20キロ圏内人口と関係人口に区分した方々がこの施設の主な利用者となるものと考えております。この合計の部分につきましては、関係人口の累計欄、少々白黒で見づらいのですけれども、関係人口のところの下の累計欄というところがございますが、この段の右から3番目が2024年度に1年間健康増進施設を運営した場合という仮定による利用人数の推計となっております。この結果、2024年には約4万2,000人程度の利用者が想定される結果となっております。移行、右に行くに従いまして各自治体の復興の進捗による人口の推移見込みなどを加味いたしまして、その右が2026年で約5万2,000人程度、一番左が2029年には6万2,000人程度の利用者が見込まれるという結果となっております。このほか、一番下の参考としました交流人口につきましては、桜祭り等のイベントの際や廃炉資料館等の近隣施設の利用者を取り込むことによって、年間7万人の目標を達成するものとしております。

なお、この推計の中で関係人口の部分につきましては、宿泊施設の利用者のみを計上しております、住民票を置かない今まで寮であったりとかアパート、戸建住宅などに居住する作業員等につきましては直接の人数の把握が困難なために、こちらの推計には含んでおりませんが、潜在的な需要はさらにあるのではないかと見込んでおるところであります。

また、柏葉町のしおかぜ荘、川内村のかわうちの湯につきまして、2018年度の利用者数がそれぞれ約10万人、約5万人という点からも、実現可能な利用目標であると考えております。あわせまして、施設を造れば人が来るというものでは当然ありませんので、より魅力のある施設の整備と、開業後にはニーズに合った事業展開も必要であると認識しているところであります。

現在、これらの議論を踏まえまして、この施設にどの程度の規模が必要か、また想定される機能の整理が可能かなどの検討に入っているところであります。具体に申し上げますと、機能ごとに規模感を縮小した場合や運用によって单一の設備に複数の機能を持たせた場合など、幾つかのパターンを想定いたしまして、利用者が来館したくなるような魅力のある施設となるかどうか。それから、利用者に不便をかけることなく施設運営ができるかどうかといった点につきまして、また併せて施設整備や管理運営に係る費用などにつきましても一部含めまして検討に着手をしているところであります。現在のところ、温浴設備を持った施設ということを念頭に進めておりますが、ランナーズステーションやスタジオなどに比較いたしまして、温浴部分につきましては設備に要する費用が格段に大きくなってしまうために、どのように費用を低減していくかというところも含めまして、この後も検討を続けてまいります。

今後、検討の進捗に応じまして、改めて議会の皆様にご報告、ご意見を頂戴してまいりたいと思っておりますので、引き続きご指導賜りますようよろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 今回、シミュレーション等見させていただいたところなのですけれども、今回D B O方式ということで進めているということで、私もD B O方式についてちょっと調べさせていただいたところなのですけれども、民間を活用した公共事業ということで、こちらを進めていくに当たって内閣府でガイドライン等出しているということで、ちらっとだけ見させていただいたのですが、こちらにつきましてはもう、そもそもこの事業がその地域にニーズがあるか、そういったものも含めて前もって町民の皆さんであったり、議会であったり、そういったところで協議をした上で、ニーズがあれば、では事業に向けて進めましょうということで、ライフサイクルコスト、建設から事業が、数十年後に事業が終了するまでのコスト、全体のコスト、こちらを算出した上で事業にするということを検討しなければならないということでガイドラインに載っていたところなのですけれども、まず通常の方式、設計から建設、運営を別々で発注する場合と、このD B Oで発注する場合のどれだけ財政的に有利か、そういったものも全て計算して出して、見える化をした上で事業を予算取り等を進めていくものだと認識しております。そういった部分は進められているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご質問にお答えいたします。

まず、D B O方式を採用する経過につきましてはこれまで申し上げてきたところの繰り返しになりますが、まずはこの施設を整備するに当たって運営者を確保するというところが一つの課題だと思っておりました。施設を造っても、運営する方がいなければ駄目という、施設を造った意味がなくなってしまいますので、まずは早期に運営をする方を確保したいということが課題の一つとしてございました。その中で、このD B O方式を行うことによりまして、設計、建設をする方と運営の方が一緒にチームを組むことによって、町としては早期に運営事業者を確保することができるとともに、運営者の意向を設計、建設に反映するというところで無駄を省けるという点からも費用の削減が見込めるというところを考えております。当然そういったメリットがあるというところで、D B O方式というものを考えて進めてまいりました。

ただいまの議員がおっしゃられた見える化という点につきまして、こちらにつきましてD B O方式を採用するに至った経過につきましては、施設整備検討委員会の計画案の中にも一部は盛り込んでおりますが、実際今の検討を進めている中で、先ほど説明の中でも規模、機能などについても改めてどういったものが必要かという検討をしているというご説明をさせていただきましたが、その結果、D B Oの規模に合わないという可能性も出てきますので、その際についてはこの方式にこだわることなく、最適な発注方式を採用していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。担い手確保が困難な事業であるということは、私もちょっと何となく、震災前のリフレを見ていればちょっと分かるような気はするのですけれども、内閣府のPPP／PFI手法と呼ばれるものをちょっと見せていただいたところ、競争する民間事業者もいないような状況で、財政的にも事業の内容的にも競争する相手がいない中で進めていくというのは町としてどのような利益があるのかなというのをちょっと疑問視するところではあるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

現在のところ、DBO発注におきましてはプロポーザルを実施する想定でおりまして、その段階においては競争の原理が働くものと考えております。今現在、当然どこの業者が手を挙げるかというのは分かりませんが、幾つかの興味を示していただいている業者がいらっしゃることは事実でございますので、その中で単一の業者に絞ったようなことではなく、広く提案を求めながら、提案の内容と、それから費用面と、そういったことを全て加味をして業者の選定はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。私もちよつとしか見ていないので、詳しくあれなのですけれども、まず事業化する前に民間事業者との話をした上で、ある程度こういった事業ができるのではないかという提案も受けながら事業化に進めていくと、そしてライフサイクルコストをしっかりと出した上で事業化に持っていくと。これは、ライフサイクルコストを出していくためのガイドラインというのも内閣府で出しているみたいなので、そういったところからもすごく準備に時間がかかる方式だそうです。そういった中で、民間事業者の状況、ちゃんと経営していくのか。建物を建ててしましますので、建物を建てた後に1年、2年で経営困難になって、逃げてしましましたなんていうことのないように、業者も町としてしっかりと把握しなければいけないというところも書かれておりますので、そういった部分もしっかりと検討された上でこの事業を進めていっていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

事業者との聞き取りなどにつきましては、昨年の4月頃から行っておりまして、一部の業者と直接お話をさせていただきました。その中で、例えばどういった施設を造ったらどういった運営ができるかというような、ちょっともやつとした説明になってしまって申し訳ないですが、おたくの事業者だったらどういった運営ができますかであったりとか、逆にどういった施設が必要だと考えますかとかというところにつきましては数社と直接やり取りをさせていただいた、その中で提案をいただいた、

こういった機能をつけたほうがいいのではないかとか、こういったやり方がいいのではないかという部分につきましては施設整備検討委員会のまとめました基本計画案にも一部反映をさせているところであります。

また、その計画案の中でもライフサイクルコストに配慮をした施設を造るということは明記してございますので、この部分については尊重した上で、町の計画にも反映をさせていきたいと考えております。いずれにしましても、説明が一部微妙な発注につきまして見直しの可能性も含めながら業者ともやり取りをするというふうな話になっておりまして、ちょっとおかしく聞こえてしまうかもしれません、その辺につきまして業者の選定も含めて、あと施設、こういった施設を造っていくかも含めましてしっかりと検討を進めていきまして、また皆様とご相談をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 1ページ目のやはり今後、先を見据えて、10年後であったり、そういうことも考えた場合に、やっぱり集客人数であったり、あとは運営費の見込み、どのぐらいのお金がかかっていくのだというところがやはり重要になってくるのかなと思いますけれども、シミュレーションの中で近隣自治体、川内、あと大熊、檜葉等の利用率だったり、参加率、このところについてはやはり各自治体でも温浴施設は持っているところでありますし、あとは大熊なんかも今度温浴施設を造る予定だということも新聞報道でされていましたので、こういったところの参加率とか乗率ですか、その辺が、この数字が正しいのかどうか、こういったところの検証とか、あとは設備の運用面のところで、やはり温浴施設、温泉を使ったりするということになれば、そのメンテナンス費用であったり、ポンプのくみ上げとか、あと配管の修繕とか、恐らく年に1回ぐらい修理するそのコスト面も、その辺も絡んでくると思いますので、こういったところもしっかりと検証しながら検討していったほうがいいのかなと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長です。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

まず、集客の面につきまして、近隣にも同様の施設があるのではないかというふうなお話がございました。そちらについては、私どもでも承知をしておるところでございまして、想定の中では川内村、それから檜葉町、それから富岡町、この3つにつきましては、お客様がぐるぐる3か所を、1か所に固定ではなくて3か所に回るだろうというふうな想定から人数を出していく必要があるのではないかと考えております。なので、こちらについてまだ一部修正する余地はあると思っておりますので、そこはしっかりとまた見極めをしてまいりたいと思います。

それから、運営費等につきましては、今後D B Oとなった場合につきましては提案による部分が出てきますが、そのためにも、最適な提案を引き出すためにも、施設の規模であったり、機能であつた

り、その辺についてはしっかりと検討して、それに合った最適な提案を求める必要があると思っておりますので、引き続きまた検討は進めていきたいと思っております。

それから、メンテナンスですか、温泉になった場合のメンテナンスというふうなご指摘もございました。確かに旧リフレ富岡の場合ですと、温泉ポンプに固着物がつくということで、年間大体平均一千数百万円の費用がかかっていたというふうなことがございます。この点につきましては、仮に温泉となった場合については、同額かどうかは別にして、ある程度の費用はかかるものと思っております。このかかる費用と、それ以外の方法を取った場合の費用というものは当然比較検討をした上で、どの方式が最適かということは見極めて決定をしていく必要があると思っておりますので、この点につきましても現在検討を進めておるところでありますので、後日また検討の結果、方向性が見えましたら、一度ご相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。集客数についても細かく検討されるということですけれども、ランニングコストの面の温泉のところであったり、あとはその他もろもろのかかっているところについては、前のリフレの規模とは大分違うのでしょうかけれども、このぐらいのお金がかかっているといったところも、予想も含めて、こういう資料の中に入れていただいたほうがいいのかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。ただいまのランニングコストの予想も含めてというご指摘がございました。まさにそのために施設の規模、機能をこれからしっかりと検討して、その上で計算をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 川内にもある、檜葉にもある、富岡にもある。お互いに競争なのか、3つ回ってもらうという考え方の今説明なのですけれども、ちょっと発想を変えれば、例えばこれ健康増進ですから、住民の方にできるだけ健康保険を使って病院に行かないで健康になってもらう、医者要らずというのかな、そういう目的であるとすれば、私は今ちょっとルネサンスというところに通っています。高齢者で、マスクしながら今やっているのだけれども、この新型コロナにもかかわらずお年寄りがすごいの。いっぱい来ているの。本当ならもらってしまったら大変だから休むのかなと思ったの。来るのですよ。何でかというと、やはりそこでヨガやったり、ストレッチやったり、エアロやったり、ものすごく70、80のばあちゃん方、じいちゃん方もやっているの。だから、例えば9時、10時から始まって、お昼例えばうどんとかラーメンとかおにぎりとか、そういうの例えばレストランで食べたり、

あと午後から例えばマッサージに入ったり、一日あそこに行けば遊んでこれるよと、そういうものもあっていいのかなという思いもするのです。ですから、例えば、今災害公営住宅なんかに入っているいらっしゃる高齢の人に、どういう健康増進だったら皆さん来ていただけますかと、それも必要なのかなと思うのです。町当局というか、町からあてがうのではなくて住民から意見をもらう、これもちょっとあってもいいのかなと思うのです。体を動かして汗を流して、それ温泉でなくてシャワーでも十分結構満足して帰るのです。だから、今回のこのリフレは、最大の争点は多分その維持管理費、町の負担にならないか、そこも結構大きな要素に入ってくると思うのです。あまり大きい維持管理をかけないで、どうやったら健康になれるか、そのちょっと原点に返ってもいいのかなと思うので、あとシミュレーションは、今の井戸を使う、新しい井戸を掘る、どっちにしても、これ沸かさなければならない。でも、最初からもうでは沸かしでいきましょうとか、いろんなパターンもあってもいいのかなと思うので、そこも選択肢に入れてください。

あと、さっき言ったヨガとかエアロとか、そういうしたものも健康増進には入れるべきではないかなと思うので、その辺も含めて答弁お願いします。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

まず、近隣にも同様の施設がある中、この富岡町に造る施設はどういった特色があるかという点につきましては、ランナーズステーションを設置をするというところで、より健康、体を使った健康増進を図れるというところについては特色のあるものとしていきたいと考えているところであります。

それから、まさに議員ご指摘になられたように、お年寄りの方も皆さん来られて、皆さん楽しんでいかれるという部分につきましては、健康増進だけではなく、コミュニティーの造成という点についても十分必要な部分であると思っております。

公営住宅の皆さんに意見を聞いてみたらどうかというふうなご意見もございました。この点につきまして、一昨年、おととしさですか、企画課で帰還困難区域の皆様にどういった施設が欲しいかというふうな意見聴取を1度されているところでありますが、この後どういった形で町民の皆さんの意見を聞けるかというところにつきましては、改めて検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、この先維持管理がどのくらいになってくるかが大きな問題だというところ、まさに私どももそれは感じているところでありまして、今現在で九千数百万円程度年間かかるというふうな見込みを、計画どおり造った場合はするというふうな見込みをしております。これをどの程度下げられるかというところも私どもの今の大きな課題となっております。一方で、利用料金を徴収をした中で、それとの相殺がどの程度できるのか。この利用料金で全部賄うというのは、公共の施設である以上、なかなか難しい部分だと思いますので、手出しが出てしまうのはある程度仕方がないのかなと思っておりますが、その部分ができるだけ圧縮できるような料金の設定と、それから今ヨガとかというふう

な例示もしていただきましたが、皆さんが来ていただけるような事業展開どうしていけるかという点につきましては、それを行える業者の選定も含めましてしっかりと行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の課長の説明でおおむね理解できますけれども、やはりどういった町民の方に、近隣を含めてターゲットにするかというと、やはり土日は日中働いている人が来てくれると思います。だけれども、平日はやはり高齢者だったり、働いていない方、もう卒業された方が、そういう人たちが多分ターゲットになると思います。やはりリサーチをかけるというか、どういう施設だったら皆さん行きたいなど、先ほど課長言ったコミュニケーション、いろいろおしゃべりしながら体を動かせればいいなとか、そういうふうな感じもいいのかなと思うので、押しつけではなくて、聞き取って、それに合わせるということも必要かなと思うので、そこはお願ひします。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。リサーチというふうな言葉が、ご指摘ございましたので、その点につきましてはどういった形、ちょっと限られた時間の中でどういった形で皆さんのご意見を取れるかというところにつきましては改めて検討させていただきたいと思います。

それから、先ほど答弁の中で、お湯の話がございました。ご質問の中でございまして、答弁が漏れましたので、補足をいたします。現在、既存の温泉を掘るのか、温泉を使うのか、新たに掘るのか、それから水道水の沸かし湯にするのかといういろんな想定があるかと思いますが、どういったお湯を使って温浴施設を運営していくのかという点につきましては、これにつきましても並行して検討しているところであります。その点につきましても、結論が方向性が出た段階で、また改めてご相談させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） いろんな考え方あるかと思うのですが、一番はやっぱり集客人数どれだけ見込めるかが一番だと思うのです。今このシミュレーションだと最大でも6万2,000人程度ですね。7万と仮定しても、700円もらっても5,000万円に満たない収入ということで、維持管理するのに9,500万円程度ということで、えらい持ち出しになるのかなと思うのです。そこで、今言ったようにヨガとかマッサージとか、民間だったらいろんなものを入れてくるのですが、行政でやるとどうしてもそこにブレーキかかってしまうものですから、なかなか収入が上がらない。当然行政でやっていますので、利益は出さなくても私はいいと思うのです。ただ、持ち出しがあまり大きいとなかなか持ちこたえることができないということになりますので、この集客人数のシミュレーションをまだまだ固くする必要あるのではないかなど。といいますのは、川内、樺葉、富岡、その客がぐるぐる回るのではないかという想定しているようですが、立地場所とか、いろいろ温泉の質とか、いろんな状況で人は動くの

です。当然隣町にある温泉施設は、やっぱりいろんな運動場ったり、立地場所も海を眺められたり、すばらしい場所にあると思うのです。震災前に富岡のリフレも、当然富岡にとってすばらしい場所です。あと、桜の名所ですから、桜時期には沸きに沸いていました。そういうことから考えていくと、年間の人の動きを見た場合には、あまり回るということは私は考えられないかなと思いますので、ぜひこの集客人数をもう少し厳しい目でシミュレーションしていただきたいと。これが多ければ、別に出費もそれなりに出ていくわけですから問題ないと思うのです。ぜひその辺の、今から検討委員会などさらにあると思いますので、その辺に提案してみて、厳しい目で見ていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

今回、私どもで持っております集客の想定シミュレーションというものを提示をさせていただいて、その中でのご意見ということで、ありがとうございます。当然ながら、議員のご指摘にもありましたとおり、例えば700円と仮定、お風呂の利用料を仮定した場合に、7,000人ですと4,900万円ということで、9,500万円程度の指定管理料からすると、大分の持ち出しになると、これはご指摘のとおりでございます。この点につきましては、D B Oで行うと仮定をいたしまして、事業者で自主事業なども行っていただくような形になりますと、それについては先ほどありました例えばヨガ教室であったりとか、あとダンス、運動の教室であったりとか、そういったところであったり、あとランナーズステーションの利用料であったりとか、これも料金設定をどのくらいにするかというところについてはこれからまたいろいろ検討しなくてはいけないところでありますと、そういったことも含めまして持ち出しの分を下げるとともに、収入を上げる努力も必要だと思っております。その中でこの集客目標をどの程度シビアにできるかというところにつきましては重要なファクターだと思っておりますので、ご指摘を踏まえまして、さらにこの中の分析というものを、先ほども確定ではなくて修正の余地があるという話をいたしましたが、その辺改めましてシビアに細かく見ていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。全容理解はできます。ただ、民間であれば、あのすばらしい地にそういう温浴施設といえば、当然十分採算取れるような経営方針を出すと思うのです。ただ行政の場合は、ある程度の部分でできないもの、できるものありますよね。その辺が一番私は問題なのかなと。集客人数のシミュレーションと、何をどこまでやれるのだというところをきちっと最初に明確にして、検討していただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。ご指摘を踏まえまして、引き続き検討を進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしということで、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件10、富岡町健康増進施設整備に係る検討状況についてを終わります。

次に、報告事項に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） ないですね。

議員からは。

〔何事か言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 何で今頃。

〔「住民課長です」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 何課だ。

〔「住民課です」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） でっかい声でしゃべってくれ。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） 私から1点だけ報告させていただきます。

私は、2月26日金曜日の16時45分に内閣府原子力被災者生活支援チームよりプレス発表がございました。福島県の帰還困難区域への一時立入りを行う住民の個人情報の流出の可能性について、こちらについて報告をさせていただきたいと思います。報告はすみません、着座でさせていただきたいと思います。

このプレス発表の内容につきましては、2月20日土曜日にバリケードの開閉等を委託している事業者、株式会社いわきタクシーが帰還困難区域内に住民の帰還困難区域内における住所、氏名、バリケードの鍵番号等の情報を含むファイルを置き忘れという事態が発生したことが判明したというものでございます。このファイルには、浪江町、大熊町、富岡町の帰還困難区域内の住民情報が509件、バリケードの番号及び鍵番号が109件含まれており、ファイルは置き忘れた地点において約1時間後に公務従事者が拾得し、既に内閣府原子力被災者生活支援チームにおいて回収しております。

なお、原子力被災者生活支援チームでは、委託事業者に対し当面の各町に対するパトロール強化をすぐに指示をするとともに、併せて職員教育の徹底、同情報を社外に持ち出す場合の記録と上司による確認の徹底、事案が発生した場合の速やかな報告体制の徹底を指示しております。

本件については、ファイルの置き忘れから拾得まで約1時間であったこと、置き忘れた地点は立入りが厳しく制限されている帰還困難区域内であったことから、情報が第三者に漏えいした可能性は低いとしております。また、プレス発表にはありませんが、双葉警察署へパトロール強化を依頼し、既に実施されているとの報告を受けております。

なお、この事象については、町長から国に対しこのようなことが今後はないよう厳重に注意してほしいと忠告をしております。あわせて、町は国に対し、国が既に委託事業者へ再発防止対策として指示した内容も含め、正しく業務を遂行しているかの委託事業者に対する定期的な監査と、ファイルに記載があったダイヤル式鍵番号については、全ての変更を早急に実施するよう求めており、国からは既に鍵番号の変更作業を開始していると報告を受けております。

報告は以上でございます。

○議長（高橋 実君） 報告のみだけで終わります。

ほかにございませんね。

〔「議長、3番」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 時間かかる。

〔「いや、かからないです」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） すみません。その他になりますけれども、この場でちょっと質問していいかどうか分からぬのですけれども、町民の方からいろいろ質問され……

〔何事か言う人あり〕

○3番（佐藤啓憲君） ないですか。では……

〔何事か言う人あり〕

○3番（佐藤啓憲君） ちょっと確認なのですけれども、今3月いっぱいで高速道路の無料化ということで町民の方から結構聞かれる部分がありますので、町に何か情報等入っていれば、答えられる範囲であればお願いしたいなと思うのですけれども。

○議長（高橋 実君） 国から来て落ちていないのだ、まだ。落ちているの。

〔「来ていないです」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 副町長。

○副町長（高橋保明君） 佐藤啓憲議員のただいまのご質問にお答えいたします。

現状まだ町には今後の延長についての情報はございません。今後、国から、国、NEXCO等から情報がございましたら速やかにお伝えをさせていただくというふうなことについて考えております。昨年、この時期にはもう既に発表があったというふうな情報は既に手元にあるのですが、今年度についてはまだ情報がないというところでお答えをさせていただきます。

以上です。

〔「ありがとうございます。よろしくお願いします」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 以上をもちまして、富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉会 (午後 4時27分)